

## 承認第3号

令和8年度京田辺市一般会計補正予算（第1号）（案）に対する意見について

令和8年度京田辺市一般会計補正予算（第1号）（案）のうち教育に関する事務に係る部分についての市長からの意見聴取に対し、別紙のとおり回答したので報告するとともに承認を求める。

令和8年6月26日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

### （提案理由）

本件は、令和8年度京田辺市一般会計補正予算（第1号）（案）のうち教育に関する事務に係る部分についての市長からの意見聴取に対し、京田辺市教育委員会教育長事務委任規則第5条の規定により、教育長による代理により回答したことについて、教育委員会に報告するとともに承認を求めるものである。



令和 8 年（2026 年）5 月 2 8 日

京田辺市長    上   村    崇   様

京田辺市教育委員会  
〔公 印 省 略〕

令和 8 年度京田辺市一般会計補正予算（第 1 号）（案）（教育  
費関係）に対する意見聴取について（回答）

令和 8 年 5 月 2 8 日付けで意見聴取のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

意見はありません。





令和8年5月28日

京田辺市教育委員会 様

京田辺市長 上村 崇  
〔公印省略〕

令和8年度京田辺市一般会計補正予算（第1号）（教育費関係）  
に対する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、標記の案件について、貴委員会の意見を求めます。

10款 教育費  
1項 教育総務費

| 目         | 補正前の額         | 補 正 額        | 計             | 補 正 額 の 財 源 内 訳 |              |         |              |
|-----------|---------------|--------------|---------------|-----------------|--------------|---------|--------------|
|           |               |              |               | 特 定 財 源         |              |         | 一般財源         |
|           |               |              |               | 国府支出金           | 地 方 債        | そ の 他   |              |
| 3 学校教育支援費 | 千円<br>201,353 | 千円<br>57,404 | 千円<br>258,757 | 千円<br>0         | 千円<br>36,400 | 千円<br>0 | 千円<br>21,004 |
| 計         | 718,194       | 57,404       | 775,598       | 0               | 36,400       | 0       | 21,004       |

| 節      |              | 説 明                     |                        |
|--------|--------------|-------------------------|------------------------|
| 区 分    | 金 額          |                         |                        |
| 12 委託料 | 千円<br>57,404 | 2 情報教育推進費<br>情報教育推進委託料増 | 千円<br>57,404<br>57,404 |
|        |              |                         |                        |

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 (歳入)

| 款        | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|----------|------------|---------|------------|
|          | 千円         | 千円      | 千円         |
| 16 国庫支出金 | 6,617,720  | 25,833  | 6,643,553  |
| 17 府支出金  | 2,845,350  | 921     | 2,846,271  |
| 19 寄附金   | 564,300    | 1,000   | 565,300    |
| 20 繰入金   | 1,483,857  | 37,596  | 1,521,453  |
| 22 諸収入   | 1,257,673  | 1,350   | 1,259,023  |
| 23 市債    | 3,369,200  | 36,400  | 3,405,600  |
| 歳入合計     | 36,483,000 | 103,100 | 36,586,100 |

## (歳出)

| 款        | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|----------|------------|---------|------------|
|          | 千円         | 千円      | 千円         |
| 2 総務費    | 4,074,413  | 35,625  | 4,110,038  |
| 6 農林水産業費 | 456,871    | 2,721   | 459,592    |
| 8 土木費    | 4,197,480  | 7,350   | 4,204,830  |
| 10 教育費   | 4,104,305  | 57,404  | 4,161,709  |
| 歳出合計     | 36,483,000 | 103,100 | 36,586,100 |

| 補 正 額 の 財 源 内 訳 |        |       |         |
|-----------------|--------|-------|---------|
| 特 定 財 源         |        |       | 一 般 財 源 |
| 国 府 支 出 金       | 地 方 債  | そ の 他 |         |
| 千円              | 千円     | 千円    | 千円      |
| 22,158          | 0      | 0     | 13,467  |
| 921             | 0      | 1,350 | 450     |
| 3,675           | 0      | 0     | 3,675   |
| 0               | 36,400 | 0     | 21,004  |
| 26,754          | 36,400 | 1,350 | 38,596  |

# 地方債補正

## 1 変更

| 起債の目的      | 補正前          |                    |                                                                                                                                             |                                                                                                                                                   |
|------------|--------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 限度額          | 起債の方法              | 利率                                                                                                                                          | 償還の方法                                                                                                                                             |
| デジタル活用推進事業 | 千円<br>55,900 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 5.0%<br>以内<br><br>(ただし、<br>利率見直し<br>方式で借り<br>入れる政府<br>資金及び地<br>方公共団体<br>金融機構資<br>金等につい<br>て、利率の<br>見直しを<br>行った後<br>においては、<br>当該見直し<br>後の利率) | 政府資金について<br>は、その融資条件に<br>より、銀行その他の<br>場合には、その債権<br>者と協定するところ<br>による。<br>ただし、市財政の<br>都合により据置期間<br>及び償還期限を短縮<br>し、若しくは繰上償<br>還又は低利に借換え<br>することができる。 |
| 計          | 3,369,200    |                    |                                                                                                                                             |                                                                                                                                                   |

| 補 正 後        |             |     |       |
|--------------|-------------|-----|-------|
| 限 度 額        | 起債の方法       | 利 率 | 償還の方法 |
| 千円<br>92,300 | 補 正 前 と 同 じ |     |       |
| 3,405,600    |             |     |       |

○京田辺市教育委員会教育長事務委任規則（抄）

平成12年2月15日

教育委員会規則第2号

（事務の委任）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（略）

（6） 法第27条及び第29条に規定する意見の申出に関すること。

（略）

（臨時代理）

第5条 教育長は、緊急やむを得ない場合において、委員会を招集する暇がないときは、第2条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。この場合において、教育長は、次の会議にこれを報告し、その承認を受けなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（昭和三十一年六月三十日）

（法律第百六十二号）

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

## 承認第4号

議案（令和7年度繰越明許京田辺市立学校施設等照明設備LED化ESCO事業委託契約について）に対する意見について

議案（令和7年度繰越明許京田辺市立学校施設等照明設備LED化ESCO事業委託契約）に対する京田辺市長からの意見聴取について、別紙のとおり回答したので報告するとともに、承認を求める。

令和8年6月26日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

### （提案理由）

本件は、議案（令和7年度繰越明許京田辺市立学校施設等照明設備LED化ESCO事業委託契約について）に対する市長からの意見聴取について、京田辺市教育委員会教育長事務委任規則第5条の規定により、教育長による代理により回答したことについて、教育委員会に報告するとともに、承認を求めるものである。

令和8年（2026年）6月1日

京田辺市長 上 村 崇 様

京田辺市教育委員会

議案（令和7年度繰越明許京田辺市立学校施設等照明設備  
LED化ESCO事業委託契約について）に対する意見聴取について  
（回答）

令和8年6月1日付けで意見聴取のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

意見はありません。



京 教 学 第 218 号  
令和8年(2026年) 6 月 1 日

京田辺市教育委員会 様

京田辺市長 上村 崇  
[公印省略]

令和7年度繰越明許京田辺市立学校施設等照明設備  
LED化ESCO事業委託契約に対する意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、標記の案件について、貴委員会の意見を求めます。

## 議案第48号

### 令和7年度繰越明許京田辺市立学校施設等照明設備LED化ESCO事業委託契約について

京田辺市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和7年度繰越明許京田辺市立学校施設等照明設備LED化ESCO事業委託について、下記のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年6月15日 提出

京田辺市長 上 村 崇

#### 記

- 1 契約の目的 令和7年度繰越明許京田辺市立学校施設等照明設備LED化ESCO事業委託
- 2 契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル）
- 3 契約の金額 198,000,000円
- 4 契約の相手方  
住 所 京都市下京区大宮通仏光寺下る五坊大宮町99番地  
氏 名 オリックス・ファシリティーズ株式会社  
代表取締役 稲葉 康

## 契約の締結に係る概要

### 1 名称

令和7年度繰越明許京田辺市立学校施設等照明設備LED化ESCO事業  
委託

### 2 概要

CO<sub>2</sub>排出量の削減及び電気使用量の削減を図るため、ESCO事業を採用して市立小中学校、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園施設の照明設備をLED照明へ更新する。

### 3 履行場所

京田辺市立小・中学校（12施設）

京田辺市立草内幼稚園、三山木幼稚園、薪幼稚園

京田辺市立三山木保育所

京田辺市立河原こども園

### 4 事業期間

地方自治法の規定による議会の議決の翌日から令和9年3月31日まで

議案第 34 号

京田辺市学校教育審議会への諮問について

京田辺市学校教育審議会へ別紙のとおり諮問したいので、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 26 日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

(提案理由)

本件は、京田辺市学校教育審議会設置条例第 2 条に基づき、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入の在り方について、京田辺市学校教育審議会へ諮問したいので提案するものである。

京 教 総 第 号  
令和 8 年（2026 年） 月 日

京田辺市学校教育審議会  
会長 沖 田 行 司 様

京田辺市教育委員会

### 諮 問 書

京田辺市学校教育審議会設置条例第 2 条の規定に基づき、次の事項についてご審議いただきたく諮問いたします。

#### 1 諮問事項

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入の在り方について

#### 2 諮問理由

学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に基づき設置されるものです。同制度は平成 16 年の法改正により制度化され、平成 29 年の法改正により設置が努力義務となりました。令和 7 年 5 月現在、全国の小・中学校の約 7 割で導入されており、今後も拡大することが見込まれています。背景には、社会の急速な変化に伴い、学校教育に対するニーズが多様化しており、それらに応え、良好な教育環境を確保するためには、地域との連携をより一層促進する必要があると考えられているからです。

これまでも、学校と地域はお互いに関わり合い、「地域の学校」という考えのもと、保護者をはじめ地域住民の協力により運営されてきました。本市においては、普賢寺小学校に平成 27 年度より学校運営協議会を設置し、地域とともに魅力ある学校づくりを推進して成果を上げています。そして、社会の変化がますます進む中で、他の学校についても、地域と連携した取組がより一層求められるようになってきています。

貴審議会におかれましては、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を市立小・中学校へ導入することについて、本市の基本的な考え方をご審議いただきたく諮問いたします。

## コミュニティ・スクールと地域学校協働活動について

## 1 学校運営協議会

## (1) 法定の学校運営協議会

## 【意義】

平成16年 中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」に、「各学校の運営に保護者や地域住民が参画することを通じて、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に、地域のニーズを的確かつ機動的に反映させるとともに、地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりが進むことが期待される。学校においては、保護者や地域住民に対する説明責任の意識が高まり、また、保護者・地域住民においては、学校教育の成果について自分たち一人一人も責任を負っているという自覚と意識が高まるなどの効果も期待される。さらには、相互のコミュニケーションの活発化を通じた学校と地域との連携・協力の促進により、学校を核とした新しい地域社会づくりが広がっていくことも期待される。」とあり、学校評議員よりも、より積極的に学校運営に関わることができる新たな仕組みとして平成16年に法改正により導入された。

- ・地域のニーズを反映させた教育活動の展開
- ・地域ならではの特色ある学校づくりの展開
- ・保護者・地域住民に対する説明責任の向上
- ・保護者・地域住民が学校に関わる意識の向上
- ・学校を核とした地域社会（通学区範囲程度）づくりの広がり

## 【法令】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

※校長は意見を申し出て、教育委員会が委員を任命する。

## 【委員】

- ・要件：地域住民、保護者、地域学校協働活動推進員その他教育委員会が必要と認める者
- ・任命手続、任期：教育委員会規則で定める
- ・身分：非常勤特別職地方公務員

## 【役割（権限）】

- ①校長の作成した学校運営の基本方針（業務量管理・健康確保措置含む）を承認すること
- ②教育委員会や校長に学校運営に関して意見を述べるができること
- ③教職員の任用に関して任命権者に意見を述べるができること

※①は必須事項。②及び③はできる規定

※CSは学校・家庭・地域を結ぶハブとして、①～③に加えて、学校評価や学校支援活動等が行われることが多い。

## (2) 京田辺市の学校運営協議会

### 【目的】

学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、ともに児童生徒の健全育成に取り組むこと

### 【法令等】

京田辺市学校運営協議会規則

### 【委員】

- ・要件：地域住民、保護者、学識経験者、関係行政機関の職員、設置校の校長、教育委員会が適当と認める者
- ・任命手続、任期：15名以内で教育委員会が任命する。なお、校長は、委員を推薦、推薦者の公募ができる。2年任期とし、再任可能
- ・身分：非常勤特別職地方公務員
- ・報酬：日額10,100円以内で教育委員会が定める額

### 【役割】

- ・教育目標及び学校運営に関すること、教育課程の編成に関すること、校長が必要であると認める事項についての承認を行う。
- ・設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べるができる。
- ・設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。
- ・設置校の運営状況等について適切な時期及び方法により評価を行う。

## 2 地域学校協働活動

### (1) 法定の地域学校協働活動

#### 【意義】

平成20年より国の社会教育事業として始まった「学校支援地域本部事業」は、校区の住民をボランティアとして学校へ派遣して支援しようとするものであったが、子供たちの将来、成長・発達に向けて、教育をより豊かにし、子どもを地域と共に育むという視点から、社会に開かれた教育課程の実現に向けた取組を一層推進し、また子供の教育という共通の旗印の下に、地域住民がつながり、学校支援以外の活動を拡充するものとして、コーディネート機能を備え、より多くの、より幅広い層の地域住民が参画し、地域課題や地域の将来の姿についても議論を重ね、実践するものとして「地域学校協働活動」へと発展させる必要があるとされ、平成29年に法改正により導入された。

#### 【法令】

社会教育法第5条第2項、第9条の7

#### 【活動】

社会教育法第5条第1項第13号～15号について、幅広い地域住民等の参画を得て、地域と学校が連携協働して行う活動

#### ※社会教育法抜粋

十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

### (2) 京田辺市の地域学校協働活動

京田辺市においては、学校と地域が協力した取組は既になされているが、地域学校協働活動としての位置付けはしておらず、地域学校協働活動推進員も配置していない。なお、『京田辺市教育振興基本計画』には推進する旨の記載がある。

#### ※京田辺市教育振興基本計画

基本方針2 心豊かに明日を拓く学びあい

基本施策(3) 家庭・地域社会の教育力の向上

3) 放課後等の子どもたちの安全・安心な居場所づくりの推進(P.49)

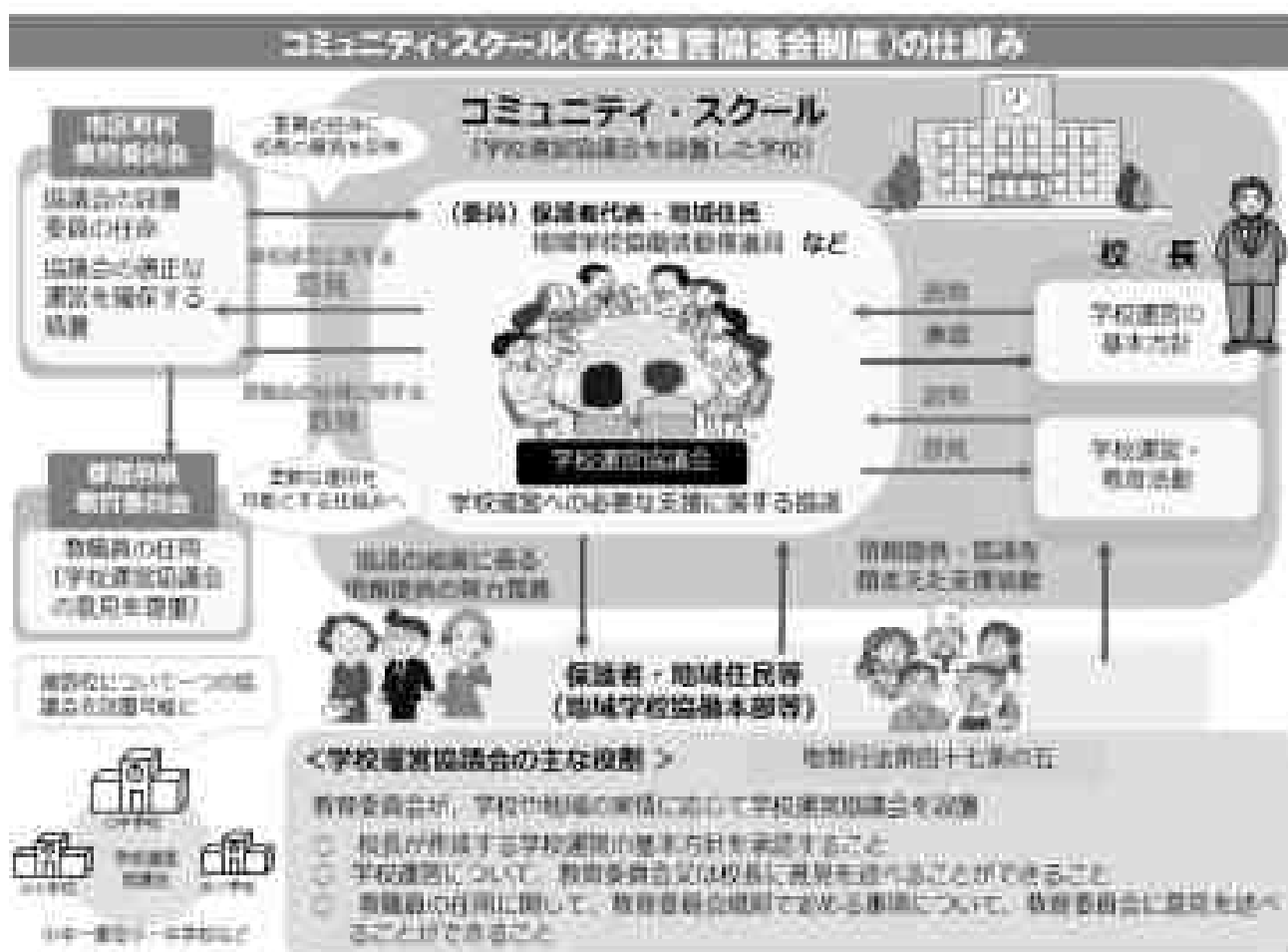
仕事等により家庭に保護者がいない児童を対象とした「留守家庭児童会」や、全ての児童を対象とした地域学校協働活動の推進により、家庭、地域、



### 3 学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進について

平成27年 中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方について」には、「地域とともにある学校に転換するための仕組みとしてのコミュニティ・スクールと、社会教育の体制としての地域学校協働本部が、相互に補完し、高め合う存在として、両輪となって相乗効果を発揮していくことが必要であり、当該学校や地域の置かれた実情、両者の有機的な接続の観点等を踏まえた体制の構築が重要」とある。また、令和5年の国の第4期教育振興基本計画には、「全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進する。」と定められており、それらの推進は市立学校に必要であると言える。

そして、学校を含む地域全体でどのような子供を育てていくのかという共通認識のもとで、学校と地域が共通の目標を設定することが重要であり、学校運営協議会の協議等がその役割を果たすとともに、その結果を踏まえて、幅広い地域住民等が参画することにより、教育活動や地域学校協働活動の充実・活性化へつなげるものとされる。



※文部科学省編「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」(R8.3)

令和7年5月現在、全国の小中学校の約7割で学校運営協議会が設置されている。  
また、地域学校協働本部も7割以上で設置されている。

| コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の状況 |         |             |       |          |       |
|-------------------------------|---------|-------------|-------|----------|-------|
| 設置状況                          | 学校数     | コミュニティ・スクール |       | 地域学校協働本部 |       |
|                               |         | 導入校数        | 導入率   | 設置校数     | 設置率   |
| 全国                            | 2,085園  | 388園        | 18.6% | 568園     | 27.2% |
|                               | 2,208園  | 393園        | 17.8% | 573園     | 25.9% |
| 小学校                           | 18,073校 | 12,979校     | 71.8% | 14,235校  | 78.8% |
|                               | 18,271校 | 13,001校     | 69.8% | 13,773校  | 75.4% |
| 中学校                           | 8,906校  | 6,303校      | 70.8% | 6,633校   | 74.5% |
|                               | 8,911校  | 6,791校      | 76.2% | 6,481校   | 72.7% |
| 義務教育学校                        | 254校    | 206校        | 81.1% | 215校     | 84.6% |
|                               | 232校    | 180校        | 77.6% | 169校     | 72.8% |
| 高等学校                          | 3,423校  | 1,490校      | 43.5% | 759校     | 22.2% |
|                               | 3,437校  | 1,711校      | 49.8% | 822校     | 23.9% |
| 中等教育学校                        | 35校     | 9校          | 25.7% | 5校       | 14.3% |
|                               | 35校     | 8校          | 22.9% | 3校       | 8.6%  |
| 特別支援学校                        | 1,134校  | 634校        | 55.9% | 278校     | 24.5% |
|                               | 1,134校  | 586校        | 51.7% | 263校     | 23.2% |
| 合計                            | 33,910校 | 22,009校     | 64.9% | 22,693校  | 66.9% |
|                               | 34,274校 | 22,171校     | 64.7% | 21,976校  | 63.9% |

※文部科学省「令和7年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査の結果（概要）  
補足資料」（R7.11）

## コミュニティ・スクールと地域学校協働活動のスケジュールについて

教育委員会としては、学校教育審議会へコミュニティ・スクール（ＣＳ）導入の基本的な考え方について諮問し、その答申を得て、方針を定めます。

（考えられるおおよそのスケジュール）

### 【令和８年度】

- ・ＣＳ導入の在り方について諮問
- ・学校教育審議会において審議
- ・社会教育委員会において地域学校協働活動を審議
- ・京田辺市区・自治会長連絡協議会役員会へ説明
- ・試行に係る地域・保護者へ情報提供
- ・学校教育審議会からの中間報告
- ・教育委員会において試行の協議

### 【令和９年度】

- ・市民へ試行を周知
- ・試行
  - いくつかの小・中学校にＣＳ推進委員会を設置
  - 地域学校協働活動準備員を配置
- ・学校教育審議会からの答申
- ・総合教育会議で協議
- ・教育委員会で方針協議

○京田辺市学校教育審議会設置条例

令和3年3月29日

条例第4号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に京田辺市学校教育審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 学校教育の振興に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じた場合は、新たな委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

- 2 前条第3項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、教育長が招集する。

2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第8条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 35 号

京田辺市立図書館サービスアクションプランの策定について

京田辺市立図書館サービスアクションプランについて定めるため、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 26 日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

(提案理由)

本件は、京田辺市立図書館サービスアクションプランを定めるため、提案するものである。

# 京田辺市立図書館サービスアクションプラン (案)

令和8年6月

京田辺市立図書館

## 目次

---

|                                          |    |
|------------------------------------------|----|
| 第1章 策定の基本的な考え方 .....                     | 2  |
| 1 公立図書館を取り巻く現状 .....                     | 2  |
| 2 「京田辺市立図書館サービスアクションプラン」策定の背景 .....      | 2  |
| 3 アクションプランの位置づけ .....                    | 3  |
| 4 計画期間 .....                             | 3  |
| 5 アクションプランの全体像 .....                     | 4  |
| 第2章 京田辺市立図書館を取り巻く現状と課題 .....             | 6  |
| 1 利用状況等 .....                            | 6  |
| 2 市立図書館に関する統計及び概況 .....                  | 10 |
| 3 現状と課題 .....                            | 14 |
| 第3章 これからの京田辺市立図書館の目指す姿と使命 .....          | 18 |
| 1 市立図書館の目指す姿（ビジョン） .....                 | 18 |
| 2 市立図書館の使命（ミッション） .....                  | 18 |
| 第4章 具体的な取組 .....                         | 19 |
| 1 5つの取組（アクション） .....                     | 19 |
| (1) 人と本との出会いのサポート .....                  | 19 |
| (2) 居心地のよい空間づくりと「つながり」をはぐくむ仕掛け .....     | 21 |
| (3) 誰もが利用しやすい図書館サービスとデジタル環境の整備 .....     | 23 |
| (4) 調べ学習と課題解決を支えるサービスの充実 .....           | 25 |
| (5) 新たなサービスを実施するために職員の力を引き出す仕組みづくり ..... | 27 |
| 2 成果指標 .....                             | 29 |
| 資料編 .....                                | 31 |

## 第1章 策定の基本的な考え方

### Ⅰ 公立図書館を取り巻く現状

公立図書館は、貸出サービスを中心として、乳幼児から高齢者まであらゆる世代が日常的に利用する施設として親しまれてきました。

しかし、社会の変化やICTの進歩など様々な要因から図書館資料の貸出数は平成23（2011）年頃をピークに全国的に減少傾向となり、公立図書館には図書館資料の閲覧や貸出を中心としたサービスという従来の枠から一步踏み出した各種のサービスが求められています。たとえば、ビジネス支援や高齢者支援、学校支援などのように地域の状況に応じた図書館からの情報発信や、賑わいの創出や地域の人々の交流の拠点などのような場としての図書館やコミュニケーションの拠点としての役割、1人1台のタブレットを利用した学校教育に対応する学習支援、電子書籍の増加や利用者嗜好の変化などデジタル時代に対応した新しいサービスなど、全国で新たな図書館の活動が試みられています。

### 2 「京田辺市立図書館サービスアクションプラン」策定の背景

そのような中、京田辺市においても新たに市民が集い交流する拠点として中央図書館を含む複合型公共施設の整備が計画されています。時代の変化と地域の変化に対応し、京田辺市の発展に寄与する市立図書館を目指し、中長期的な計画を策定することが不可欠であるため、現在の市立図書館の課題を把握、分析し、運営やサービスを見直し、充実させていく必要があると考えます。

このような状況に対応するため、京田辺市立図書館のグランドビジョンを明らかにし、年度ごとの事業計画の方針になるものとして、「京田辺市立図書館サービスアクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）」を策定することとしました。

※ 京田辺市立図書館サービスアクションプランでの図書館の表記においては以下のように示します。

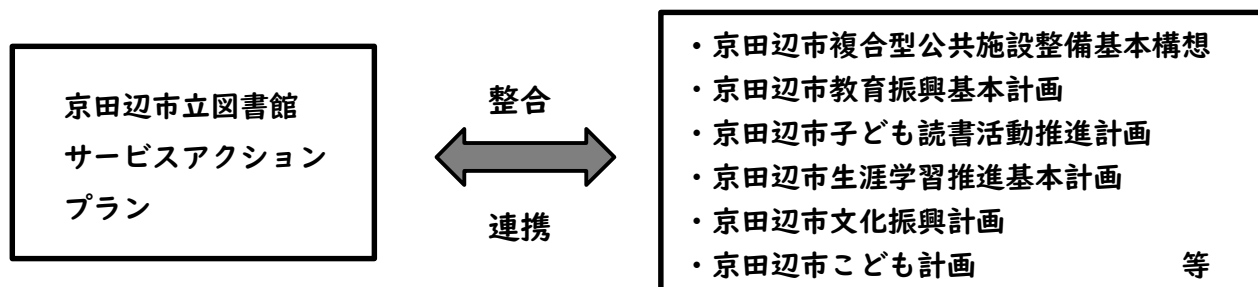
「市立図書館」については、京田辺市立図書館3館を示します。

「中央図書館」については京田辺市立中央図書館、「北部分室」については京田辺市立中央図書館北部分室、「中部分室」については京田辺市立中央図書館中部分室を示します。

### 3 アクションプランの位置づけ

本アクションプランは、「京田辺市教育振興基本計画」の下、他の本市関連計画とも整合性を図りながら、質の高い図書館サービスを提供するために、市立図書館に関する基本的な方針を明らかにするものです。また、アクションプランの策定にあたっては、「第3次京田辺市子ども読書活動推進計画」や「京田辺市複合型公共施設整備基本構想」など、既存の各種計画も参考にしています。

なお、個別のアクションのより具体的な内容については、年度ごとの事業計画の中で明らかにしていきます。



### 4 計画期間

令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

ただし、5年ごとに前期・後期に分け、前期については、複合型公共施設の供用開始までの計画期間として、後期については、市立図書館を取り巻く新たな環境や社会情勢の変化などを検証した上で、中間年度である令和13年度に計画を改定して示すものとしします。

## 5 アクションプランの全体像

### 現状と課題

目指す姿  
すべての市民が利用したくなる図書館

使命

図書館資料と場所の提供を通して、  
市民の生活を豊かにする

#### 貸出状況と蔵書構成の 現状と課題

読書・情報アクセスを支える  
コレクションの充実

(P14)

#### 利用者層の変化と図書館 イメージの課題

くつろぎと交流を生み出す  
図書館空間の実現

(P15)

#### サービス形態と情報環境の変化

地域全体をカバーする  
サービスネットワークと  
デジタル提供の強化

(P15)

#### 学習支援・レファレンスの 現状と課題

学びと情報探索を支える  
支援サービスの展開

(P16)

#### 職員体制と専門性に関する課題

図書館サービスを牽引する  
人材と運営体制の整備

(P17)

## 取組

### 【取組 1】

人と本との出会いのサポート  
(P19)

### 【取組 2】

居心地のよい空間づくりと  
「つながり」をはぐくむ仕掛け  
(P21)

### 【取組 3】

誰もが利用しやすい図書館  
サービスとデジタル環境の整備  
(P23)

### 【取組 4】

調べ学習と課題解決を支える  
サービスの充実  
(P25)

### 【取組 5】

新たなサービスを実施するために  
職員の力を引き出す仕組みづくり  
(P27)

## 成果指標

1. 貸出冊数

2. 貸出を行った利用者数  
(実人数)

3. 子どもの利用者数

4. 新規登録者数

5. 蔵書構成・選書方針の文書化  
及び年1回の見直し実施状況

6. 図書館行事の実施状況

7. 学校との調べ学習・読書活動  
支援を実施した学校数

8. 学校以外の機関・団体との連  
携による読書・情報提供事業の実  
施状況

9. レファレンス記録の整備状況

10. 職員に対する専門研修の実施  
状況

11. 図書館サービスに関する年次  
自己評価・外部意見聴取の実施状況

## 第2章 京田辺市立図書館を取り巻く現状と課題

### Ⅰ 利用状況等

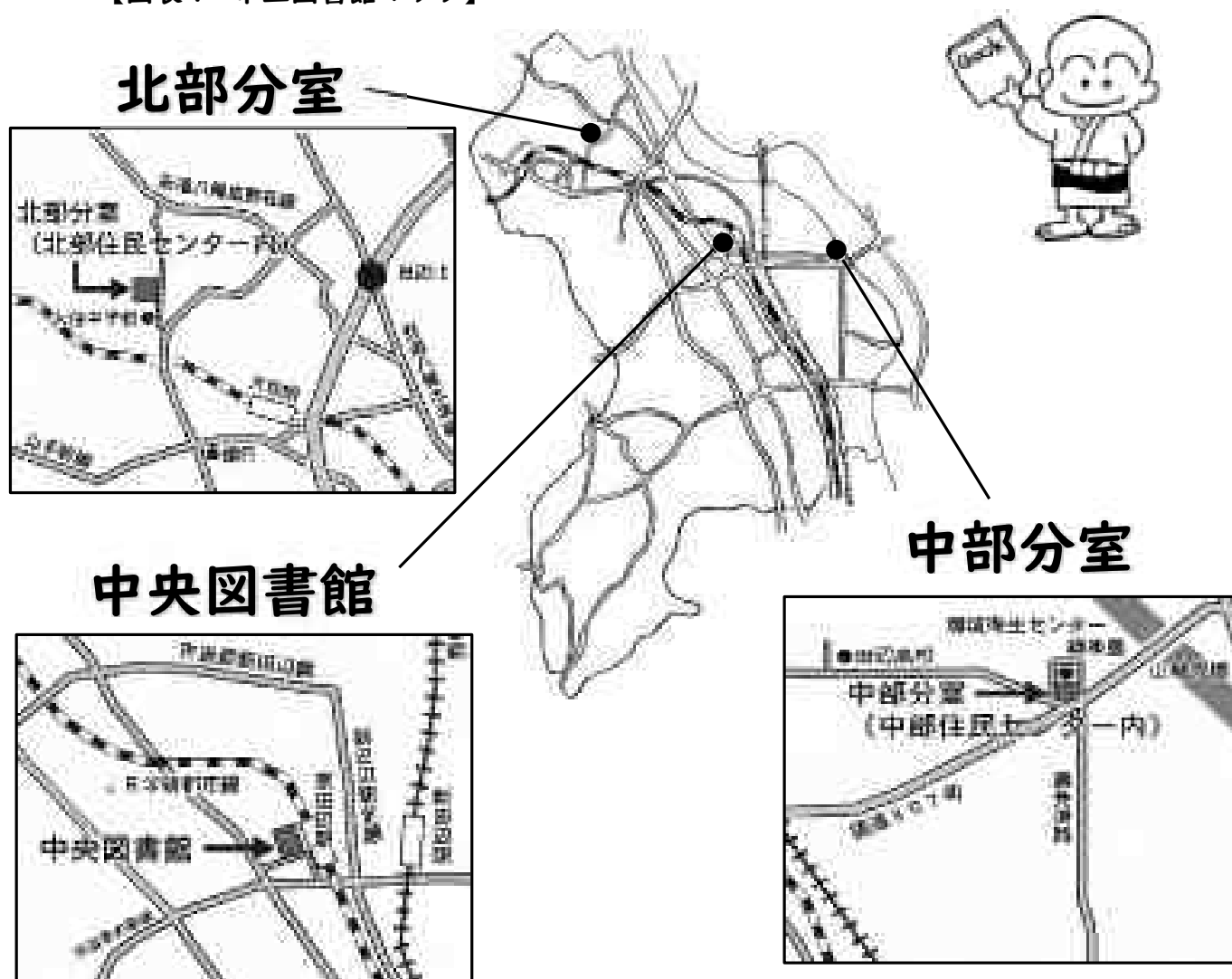
#### (Ⅰ) 市立図書館と関連施設（図表Ⅰ・Ⅱ参照）

ア「京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例」に基づき、住民に適切な図書館サービスを行うことができるよう、中央図書館、北部分室、中部分室を設置しています。

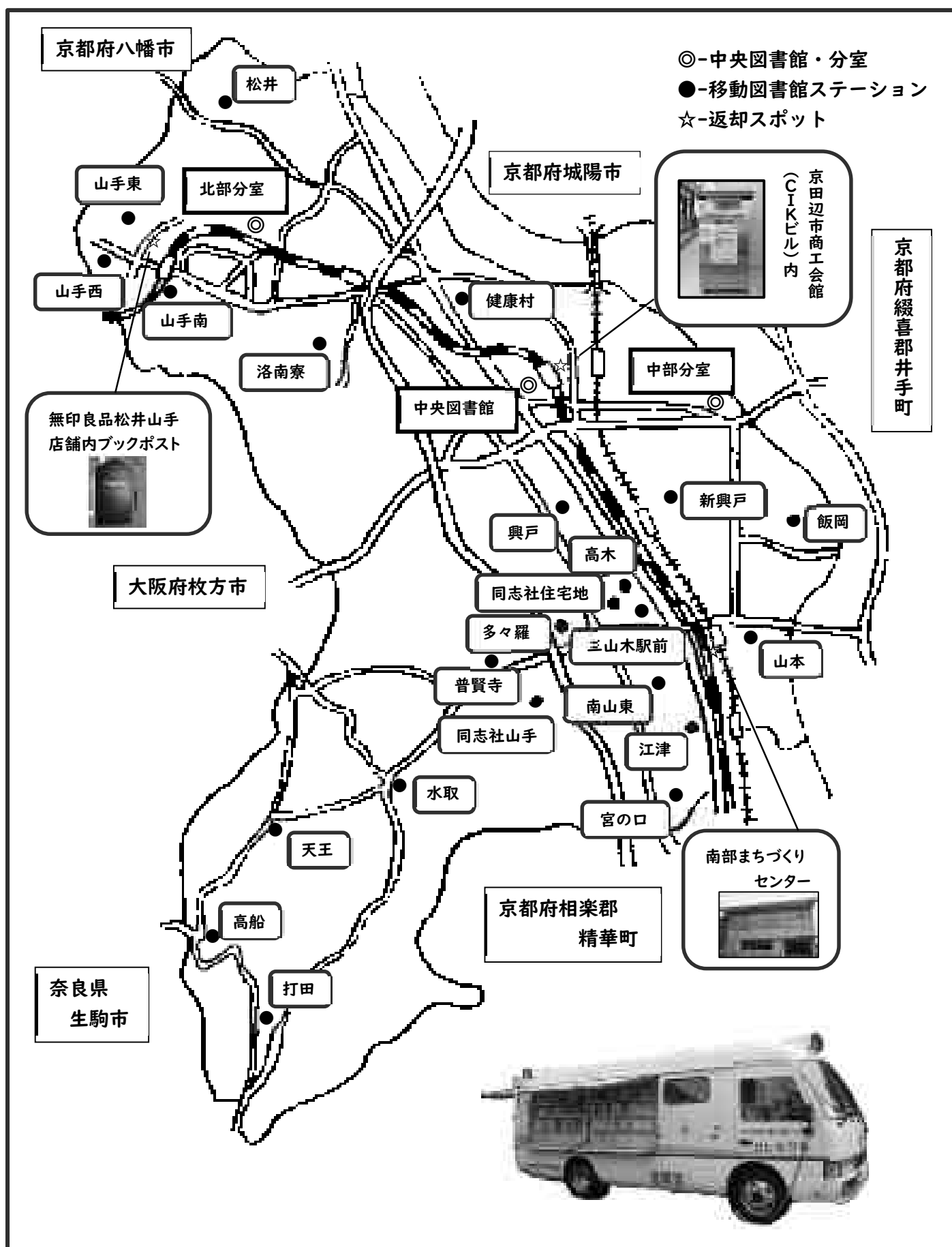
イ 市内全域サービスを行うため、移動図書館「かなび号」で市内22ヶ所のステーションと洛南寮（福祉施設）、留守家庭児童会に巡回しています。

ウ 身近な場所で本の返却ができるよう返却スポットを、京田辺市商工会館（C I Kビル）内・無印良品松井山手店舗内に設置しており、南部まちづくりセンターでは本の返却の他、予約資料の受け渡しも行っています。

【図表Ⅰ 市立図書館マップ】



【図表2 移動図書館ステーション及び返却スポットマップ】



(2) 市立図書館の事業サービス（図表3参照）

- ア 図書館は、市が直営で運営しています。
- イ 窓口業務やレファレンスなどの主な業務は、市職員と派遣職員が中心となり運営しています。
- ウ 移動図書館の運転業務、図書の配送業務、返却スポットにおける本の回収は、外部委託しています。
- エ 館内の清掃業務、機械警備、設備の保守点検、図書館電算システムの構築、保守点検は、外部委託しています。
- オ おはなし会などの事業は、図書館登録サークルの協力を得て開催しています。

【図表3 市立図書館の事業サービス】

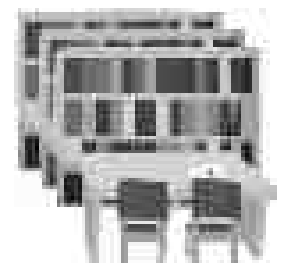
|        |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業サービス | 職員が行っているもの   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・市立図書館の運営方針・企画・運営・管理業務</li> <li>・資料の選択・収集・除籍・管理</li> <li>・資料の貸出・返却・延長業務</li> <li>・書庫資料の出納業務</li> <li>・レファレンス（調査・相談）サービス</li> <li>・児童・高齢者・障がいのある方へのサービス</li> <li>・資料の装備</li> <li>・汚破損資料の修理</li> <li>・利用者の登録</li> <li>・他の自治体等との相互貸借業務</li> <li>・学校図書館との連携</li> <li>・庁内連携事業（行政資料）</li> </ul> |
|        | 委託業者が行っているもの | <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動図書館の運転業務</li> <li>・図書の配送業務、返却スポットの回収業務</li> <li>・各種機械設備の維持・管理</li> <li>・施設の保守点検</li> <li>・図書館電算システムの構築、保守点検</li> <li>・施設の清掃業務（館内・施設内）</li> </ul>                                                                                                                                       |

#### (3) 近年の主な取組

- ア 南部まちづくりセンターで、本の返却スポット・予約資料の受け渡しをしています。
- イ 無印良品松井山手店舗内に、返却ブックポストを設置しています。
- ウ 三山木地域の民間の留守家庭児童会（Sola・みんなのき倶楽部）に、移動図書館を巡回しています。
- エ 季節に合わせたテーマ展示や、図書館講座、書庫公開DAYなど、多様なイベントを開催しています。
- オ 中央図書館1階ロビーに、市立図書館で不要になった本のリサイクルコーナーを設置しています。
- カ 市役所子育て支援課と連携して産前産後サポート事業「絵本についての講座」の講師を務めています。
- キ 令和5年の北部住民センターのリニューアルに伴い、北部分室の壁紙の張り替えを行いました。
- ク 安心して読書が楽しめるよう、中央図書館に本の除菌機を設置しています。
- ケ 中央図書館の1階開架室と各分室に、Wi-Fi環境を整備しています。
- コ 中央図書館の1階ロビーにマイボトル型ウォーターサーバーを設置しています。

#### (4) 市立図書館の活動上の特徴

- ア 市立図書館では貸出冊数の上限設定がなく、2週間で読める冊数だけ借りることができます。
- イ 市立図書館への来館が困難な利用者に対して、宅配サービスや郵送貸出を行っています。また、本を読むことが困難な利用者の方に少しでも本の楽しみに触れてもらえるよう、障がい者用サポート機器を設置しています。
- ウ ギャラリー「かなび」が併設されており、市民の皆さんの創作活動の発表の場として年間を通していつも使用されています。



## 2 市立図書館に関する統計及び概況

### (1) 市立図書館の利用の状況【図表4参照】

京田辺市の人口は、平成29年度から令和6年度までの間に約3,200人増加しており、市としては緩やかな成長を続けています。一方で、図書館で貸出しを行った利用者数（実人数）は、平成29年度には約1万5千人であったものが、令和元年度には約1万4千人となり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和2年度には約1万人まで大きく落ち込み、その後の令和6年度時点でも同程度にとどまっています。長期的な単調減少というより、コロナ禍を契機とした急激な減少から、完全には戻りきっていない状況といえます。

子どもの利用者数は、平成29年度の約4,200人から令和2年度には約2,300人まで大きく減少し、その後令和6年度には約2,600人まで回復しているものの、なおコロナ禍前の水準には届いていません。

【図表4】

| 項 目               | 平成29年度              | 平成30年度              | 令和元年度               |
|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 人口[4月1日現在]        | 68,508人             | 69,207人             | 69,723人             |
| 利用者数<br>(子どもの利用数) | 15,368人<br>(4,208人) | 14,763人<br>(4,009人) | 14,141人<br>(3,826人) |
| 市民利用者数            | 14,972人             | 14,436人             | 13,847人             |

| 項 目               | 令和2年度               | 令和3年度               | 令和4年度               |
|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 人口[4月1日現在]        | 70,217人             | 70,568人             | 70,785人             |
| 利用者数<br>(子どもの利用数) | 10,986人<br>(2,290人) | 11,391人<br>(2,417人) | 11,608人<br>(2,349人) |
| 市民利用者数            | 10,753人             | 11,167人             | 11,367人             |

| 項 目               | 令和5年度               | 令和6年度               |
|-------------------|---------------------|---------------------|
| 人口[4月1日現在]        | 71,464人             | 71,667人             |
| 利用者数<br>(子どもの利用数) | 11,918人<br>(2,706人) | 11,804人<br>(2,608人) |
| 市民利用者数            | 11,698人             | 11,592人             |

## 第2章 京田辺市立図書館を取り巻く現状と課題

### 2 市立図書館に関する統計及び概況

#### (2) 市立図書館貸出状況の推移【図表5・6参照】

貸出冊数については、平成29年度の約88万冊から、令和元年度には約81万冊へと減少した後、令和2年度には約70万冊まで落ち込みましたが、その後持ち直し、令和6年度には約76万冊となっています。利用者数の減少幅に比べると貸出冊数の落ち込みは小さく、1人あたりの貸出冊数はむしろ増加している状況にあり、図書館を継続的に利用している市民の読書意欲は引き続き高いことがうかがえます。

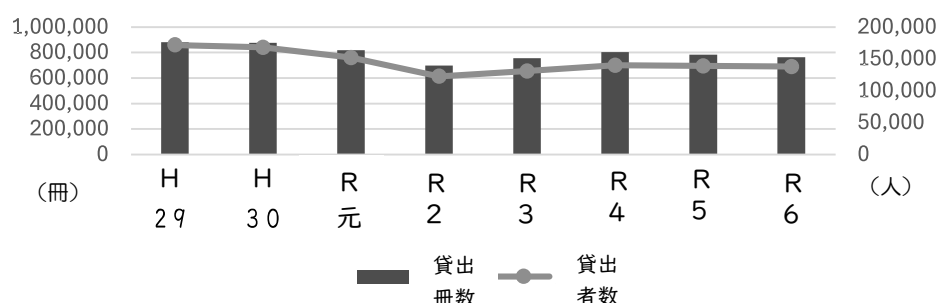
移動図書館については、貸出冊数が平成29年度54,607冊、令和元年度46,939冊、令和2年度41,392冊、令和6年度43,101冊と推移しており、コロナ禍を挟んで一定の減少はあるものの、市内各地で安定して4万冊以上の貸出しを行っている状況です。来館が難しい地域や世帯に本を届けるサービスとしての役割は維持されている一方で、こちらもコロナ禍前の水準にはわずかに届いていないことがうかがえます。

【図表5】

(単位：冊、人)

|             |        | 平成29年度  | 平成30年度  | 令和元年度   | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和6年度   |
|-------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 中央図書館       | 貸出冊数   | 551,440 | 551,460 | 514,387 | 435,506 | 494,802 | 501,876 | 490,074 | 480,791 |
|             | 貸出者数   | 107,583 | 105,469 | 95,515  | 75,756  | 84,401  | 84,737  | 84,248  | 83,424  |
| 北部分室        | 貸出冊数   | 206,123 | 201,847 | 189,652 | 166,156 | 161,296 | 191,104 | 189,324 | 176,116 |
|             | 貸出者数   | 45,077  | 42,972  | 39,022  | 33,210  | 32,390  | 37,306  | 37,755  | 37,320  |
| 中部分室        | 貸出冊数   | 69,731  | 71,514  | 66,500  | 55,420  | 55,702  | 65,229  | 59,501  | 59,634  |
|             | 貸出者数   | 15,001  | 15,163  | 13,883  | 10,563  | 10,648  | 11,996  | 11,399  | 11,442  |
| 南部まちづくりセンター | 貸出冊数   | —       | —       | —       | —       | —       | 2,449   | 3,053   | 2,807   |
|             | 貸出者数   | —       | —       | —       | —       | —       | 1,440   | 1,818   | 1,770   |
| 移動図書館       | 貸出冊数   | 54,607  | 51,432  | 46,939  | 41,392  | 42,919  | 42,929  | 42,623  | 43,101  |
|             | 貸出者数   | 4,506   | 4,523   | 3,811   | 3,394   | 3,568   | 4,701   | 3,729   | 3,897   |
| 全体          | 貸出冊数合計 | 881,901 | 876,253 | 817,478 | 698,474 | 754,719 | 803,587 | 784,575 | 762,449 |
|             | 貸出者数合計 | 172,167 | 168,127 | 152,231 | 122,923 | 131,007 | 140,180 | 138,949 | 137,853 |

【図表6 貸出状況】



## 第2章 京田辺市立図書館を取り巻く現状と課題

### 2 市立図書館に関する統計及び概況

#### (3) リクエスト利用状況の推移【図表7参照】

予約件数は平成29年度から令和元年度にかけて一時的に減少したものの、令和6年度には7万7千冊とコロナ禍前を上回る水準となっています。

【図表7】

(単位：件)

|       |          | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|-------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 中央図書館 | 予約件数     | 40,268 | 40,495 | 37,723 | 36,777 | 46,105 | 44,180 | 43,229 | 43,205 |
|       | 購入希望件数   | 3,562  | 3,179  | 2,785  | 2,451  | 3,038  | 2,792  | 2,550  | 2,504  |
| 北部分室  | 予約件数     | 20,383 | 21,136 | 19,344 | 19,685 | 22,928 | 26,519 | 27,139 | 26,319 |
|       | 購入希望件数   | 1,597  | 1,655  | 1,544  | 2,042  | 2,301  | 2,691  | 1,864  | 1,603  |
| 中部分室  | 予約件数     | 10,336 | 9,720  | 8,365  | 7,459  | 8,661  | 8,727  | 7,950  | 7,976  |
|       | 購入希望件数   | 846    | 785    | 846    | 637    | 656    | 714    | 699    | 636    |
| 全体    | 予約件数合計   | 70,987 | 71,351 | 65,432 | 63,921 | 77,694 | 79,426 | 78,318 | 77,500 |
|       | 購入希望件数合計 | 6,005  | 5,619  | 5,175  | 5,130  | 5,995  | 6,197  | 5,113  | 4,743  |

#### (4) おはなし会参加状況の推移【図表8参照】

おはなし会の参加者数については、平成29年度には約1,800人であったものが、コロナ禍による中止を経て再開後は約1,400人と、コロナ禍前に近づきつつも完全には戻っていない状況です。

【図表8】

(単位：回、人)

|       |      | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 中央図書館 | 回数   | 57     | 56     | 47    | —     | —     | —     | 38    | 49    |
|       | 人数   | 1,034  | 1,001  | 776   | —     | —     | —     | 668   | 930   |
| 北部分室  | 回数   | 51     | 47     | 43    | —     | —     | —     | 37    | 49    |
|       | 人数   | 578    | 501    | 438   | —     | —     | —     | 237   | 306   |
| 中部分室  | 回数   | 38     | 37     | 30    | —     | —     | —     | 11    | 25    |
|       | 人数   | 177    | 234    | 208   | —     | —     | —     | 58    | 158   |
| 全体    | 回数合計 | 146    | 140    | 120   | —     | —     | —     | 86    | 123   |
|       | 人数合計 | 1,789  | 1,736  | 1,422 | —     | —     | —     | 963   | 1,394 |

### (5) 映像ブース利用状況の推移【図表9参照】

映像ブースの利用件数は、平成29年度約3,900人から令和元年度約3,000人、コロナ禍による閉鎖を経て令和6年度には約1,700人へと大きく減少しており、映像コンテンツの視聴環境や利用スタイルの変化も見られます。

【図表9】

(単位：件、人)

|           |    | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|----|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 中央<br>図書館 | 件数 | 2,626  | 2,344  | 1,991 | —     | —     | —     | 861   | 1,330 |
|           | 人数 | 3,932  | 3,572  | 3,089 | —     | —     | —     | 1,138 | 1,685 |

※ おはなし会と映像ブースの利用は、令和2年度から令和4年度まで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止していました。

このように、市立図書館は、貸出冊数や予約件数の面でなお高い水準を保ち、熱心な利用者に支えられている一方で、貸出しを行った利用者数や子供のイベント参加・映像ブース・移動図書館の利用などの面ではコロナ禍前の水準に戻りきっておらず新たな生活様式や情報環境の下で「図書館に足を運ぶ」きっかけや利用のされ方が変化していることがうかがえます。以下、現状と課題をいくつかの観点から整理します。



### 3 現状と課題

---

#### (1) 貸出状況と蔵書構成

- 貸出と蔵書構成の観点から見ると、貸出冊数の上限設定がないことから、同規模の自治体と比較して、市立図書館の貸出冊数は全国的にも高い水準にあり、貸出冊数が全国で4位となっているほか、予約件数も令和6年度にはコロナ禍前を上回っています。これは、図書館を継続的に利用している市民が、引き続き多くの資料を借り、予約も活用しながら読書や調べ物を行っていることを示しており、利用者の読書欲求に応えられる資料の選書・収集が一定程度実現していると認識しています。
- 市立図書館では、毎年新たな資料の購入と除籍を計画的に行い、利用状況や時代の変化を踏まえながら蔵書の入れ替えを続けています。必要な蔵書の蓄積に加えて、職員が利用のデータや現場の声を踏まえて選書と除籍を行うことにより、常に現在のニーズに応える資料を維持してきたことが、貸出・予約の高さに反映されているといえます。
- 蔵書冊数については、市立図書館の収容可能冊数を大幅に超過している状況です。資料の充実という点では強みですが、書架が過密で背表紙だけが並ぶ状態になりやすく、「思わず手に取ってみたいくなる本」との出会いが生まれにくい面もあります。蔵書の量と質を維持しつつ、棚の見やすさや本との出会いやすさをどう確保するかが課題となっています。



#### (2) 利用者層の変化と図書館イメージ

- 人口自体は増加している一方で、図書館の利用に結びついていない層が一定数存在していることがうかがえます。  
現在の市立図書館の利用は、「普段から本を読む人」「本が好きな人」「静かな環境の中で利用したい人」を中心に、多様な年代の市民に支えられていますが「図書館は本を借りるための静かな場所」というイメージが根強く残っていることもあり、来館のハードルとなっている面もあります。複合型公共施設に向けたワークショップでも、そのような声が表示されています。
- 開架スペースにおいて利用者がゆったりと資料を見たり、長時間滞在しやすい椅子やテーブルが十分ではないため、図書館を「居心地のよい居場所」として利用するうえでの妨げとなっています。現行の開館時間が平日10時～18時に限られていることも、仕事や学校の前後の時間帯や休日に利用したい市民にとっては、図書館に立ち寄りにくい要因となっている可能性があります。
- 新しい生活様式や働き方の中で、空間構成や開館時間のあり方、図書館像の伝え方などを含めて検討していくことが課題となっています。

#### (3) サービス形態と情報環境の変化

- サービス全体の形態と情報環境の変化という観点から見ると、インターネットの普及により、電子書籍での読書や、スマートフォンやパソコンからの情報取得が一般化しており、年代を問わずデジタルへの移行が進んでいます。
- 予約件数が増加していることは、紙の本に対するニーズ自体は引き続き高く、むしろ「必要な本を確実に入手したい」という志向が強まっていることを示しています。
- 映像ブースの利用が大きく減少していることは、映像コンテンツの視聴環境が家庭内の配信サービス等に移行しつつある現状を反映していると考えられます。

## 第2章 京田辺市立図書館を取り巻く現状と課題

### 3 現状と課題

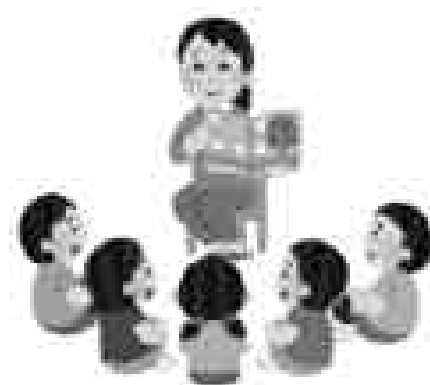
- 移動図書館の貸出冊数は、コロナ禍を挟みながらも4万冊以上の貸出を維持しており、市内各地域への図書館サービスの提供手段として一定の役割を継続しています。
- 市内には返却や予約資料の受け取りができる拠点が複数設けられていますが、これらの存在や活用方法がどの程度市民に周知されているか、十分に検証されていない面もあります。来館による利用と、移動図書館・返却スポット・デジタルサービスなどを組み合わせた「利用しやすさ」をどう設計していくかが課題となっています。

#### (4) 学習支援とレファレンス

- 調べ学習や課題解決の支援という観点から見ると、市立図書館はこれまでも、子どもの調べ学習のための資料や、大人の学習支援・自己啓発のための資料を整備し、学校や地域での学びを支えてきました。子どもの利用者数やおはなし会の参加者数がコロナ禍前の水準に戻っていないことから、図書館が学びの場として活用される機会も、以前に比べると限られている可能性があります。
- 学校現場では調べ学習の重要性が増している一方で、学校図書室と市立図書館との連携や、図書館から学校への資料提供・調べ方の支援が、どの程度体系的に行われているかについては、引き続き検討する必要があります。学校・大学との連携やレファレンス体制の整備など、サービスを体系的に位置づけ直すことが今後の課題となっています。  
また、一般利用者からのレファレンス（調査・相談）についても、相談内容が高度化・多様化する中で、限られた人員でどのように対応し、どの範囲までを図書館が担うのかといったことを整理していく必要があります。

#### (5) 職員体制と専門性

- 職員体制と専門性について見ると、市立図書館はこれまで、貸出・閲覧サービスや選書、行事の企画などにおいて、職員が一定の成果を上げてきました。しかし、コロナ禍を経て、デジタル化への対応、調べ学習支援やレファレンスの高度化、居場所としての空間づくりや他施設との協働など、求められる役割が広がっていることから、これらすべてを限られた人数で担っていくことの難しさも明らかになっています。
- 選書や除籍、郷土資料の収集・保存といったコレクション形成、レファレンスや調べ学習支援といった専門的業務、利用統計の分析に基づくサービス評価・改善、複合型公共施設全体を見据えた企画立案などは、一定の経験と専門性を要する業務です。こうした業務を安定して担うためには、長期的な視点で知識と経験を蓄積していける職員を今後どのように育成・配置していくかが大きな課題となっています。
- 開館日・開館時間の拡充や、イベント・講座の増加などに対応するためには、職員だけではなく、民間活力の導入を含めた検討を行うことが課題となっています。



## 第3章 これからの京田辺市立図書館の目指す姿と使命

### 1 市立図書館の目指す姿（ビジョン）

---

#### 目指す姿（ビジョン）

#### すべての市民が利用したくなる図書館

図書館資料の利用を目的とする人だけではなく、これまで図書館を利用したことのない人にとっても有意義な施設となり、一人でも多くの京田辺市民に「図書館があって良かった」と感じてもらえることを目指します。

### 2 市立図書館の使命（ミッション）

---

#### 使命（ミッション）

#### 図書館資料と場所の提供を通して、 市民の生活を豊かにする

公共図書館は、利用者があらゆる種類の知識や情報をたやすく入手できるようにする地域の情報センターです。

市立図書館は、図書館資料や情報、出会いの場の提供を通して、市民の生き生きとした豊かな暮らしに寄与することを使命と捉えていきます。

## 第4章 具体的な取組

### I 5つの取組（アクション）

---

前章にて掲げた「すべての市民が利用したくなる図書館」の実現に向け、市立図書館では、計画の前期期間（令和8～12年度）に、次の5つの取組（アクション）を進めていきます。

- （1）人と本との出会いのサポート
- （2）居心地のよい空間づくりと「つながり」をはぐくむ仕掛け
- （3）誰もが利用しやすい図書館サービスとデジタル環境の整備
- （4）調べ学習と課題解決を支えるサービスの充実
- （5）新たなサービスを実施するために職員の力を引き出す仕組みづくり

#### （1）人と本との出会いのサポート

##### ア 魅力あるコレクション構築

はじめに重要となるのは、市立図書館の強みである貸出・予約の高さを支えている基盤として、魅力あるコレクションをどのように維持・発展させていくかという点です。図書館は、市民の活動の拠点として、乳幼児から高齢者まであらゆる年齢層に利用を促し、活動の多様化・活性化を図っています。そのためには、学習や生活に役立つ資料、趣味や教養を広げる資料などを系統立てて収集し、利用者が必要とする資料にスムーズにたどり着けるようにしておくことが不可欠です。

- レファレンスサービスを通じた会話をしながら利用者の求めるニーズを丁寧に聞き取り、その声を選書に生かす「利用者と資料をつなぐサービス」は一定の成果を上げています。市民の学びを支える図書館資料を向上させるために、利用者との対話を土台とした選書を行い、計画的に資料収集をしていきます。

## 第4章 具体的な取組

### I 5つの取組

- 限られたスペースの中で新しい資料を継続的に受け入れていくためには、利用状況や内容の新しさ、保存しておく必要性などを踏まえて、既存の資料を計画的に整理し、棚を更新していきます。
- 現在のサービス水準と棚の質を維持しながら蔵書の更新と保存のバランスを取るために、「新しい本を入れる」「古くなった資料を整理する」という両面を計画的に行い、利用者にとって利用しやすい棚を作っていきます。
- 複合型公共施設への移転を見据え、従来から図書館を利用してきた人々に加え、新しい利用者層にも応えられるよう、新しい分野や表現に対応した、基礎的な入門書や専門書、児童書、地域に関する資料など、図書館として大切にすべき資料をバランスよくそろえていきます。
- 現代の京田辺市民の暮らしに役立つ資料と、京田辺市の歴史を伝える資料の両者を踏まえた、紙以外の媒体も含めたすべての図書館資料を「京田辺市のコレクション」として捉え、次世代の京田辺市民にふさわしい姿に整えていくことを目指します。
- ゆっくりと落ち着いた雰囲気の中で学習が出来るよう、それぞれの利用実態に応じた図書館資料をバランス良く収集・保存・除籍を行い計画的に整備していきます。

### II デジタル資料の充実

インターネットの普及により、様々な情報をオンラインで取得することが可能となり、読書や調べ物の方法が大きく変化しています。家にいながら知りたいことが分かる便利さがある一方で、インターネット上の情報には不正確な情報や偏った内容が含まれているリスクも存在します。このような状況の中で、図書館には信頼できる情報源を選び、紙とデジタルの双方から提供していく役割が求められます。

- 紙の資料とデジタル資料の双方を「人と本との出会い」を支える柱として位置づけることで、来館者に対しても在宅の利用者に対しても、市立図書館ならではの情報提供ができる体制を整えていきます。

## 第4章 具体的な取組

### I 5つの取組

- 来館しなくても利用できる図書館サービスとして、電子書籍や音声コンテンツの貸出し、紙での貸出しが難しい歴史的価値の高い資料などをオンライン上で閲覧できる仕組みなどを検討していきます。こうしたサービスを通じて、アナログ・デジタルを含めた資料との出会いをサポートします。
- 市民の生活環境が変化する中、将来的なニーズを見据え、利用者の関心が高く利便性の向上に繋がる電子書籍やオーディオブックサービスの導入、資料のデジタルアーカイブ化など、すべての人が利用しやすい環境を整えていきます。

## (2) 居心地のよい空間づくりと「つながり」をはぐくむ仕掛け

### ア 居心地のよい空間づくり(館内環境・ハード面のリニューアル)

収集した紙の資料とデジタル資料が、利用者にとって「使いやすく、居心地のよいかたち」で提供されるよう、空間づくりに取り組みます。

- 保護者や乳幼児がくつろげるスペースや、座り心地のよい椅子やソファなど、利用の用途に合わせたスペースを設けることで、長時間でも読書や学習がしやすい環境を整えます。
- 現在は原則禁止としている会話や飲食についても、館内の一部に会話や軽い飲食が可能なスペースを設けることなどを検討し、これまで図書館を利用しなかった人も気兼ねなく利用できる居心地のよい空間づくりを進めていきます。
- 複合型公共施設への移転に際しては、「すべての市民が利用したくなる図書館」を実現するため、施設内での共有部分も含めた上で中央図書館のレイアウトやゾーニングなどを見直し、内装・デザインや什器の変更を検討していきます。「静か」「賑やか」のゾーニングを行うことで、どちらの人も居心地よく滞在できる中央図書館を目指します。
- 図書館資料を施設全体で使えるよう、館外の共有スペースや他施設と連携した展示・閲覧の方法について検討します。

## 第4章 具体的な取組

### I 5つの取組

- 分室については、限られたスペースの中であっても居心地よい空間を演出できるよう、家具配置や照明、掲示方法の工夫など、適宜改善を進めていきます。

### II 人と本がつながる仕掛けづくり

図書館は、新たな本や学びと出会い、本を通して世界とつながることができる入り口となる場です。この役割を十分に果たすためには、書架に本を並べるだけでなく、本と読者を結びつける仕掛けが必要になります。

- 「みんなで創る“つながり”“ひろがる”文化の広場」という複合型公共施設のコンセプトに沿った、本や情報を介したコミュニケーションの場づくりを進めます。目的がなくても近くに來た時にぶらりと立ち寄りたくなるような明るく楽しい雰囲気大切に、本や人、場所を通じて乳幼児から高齢者まで、様々な人が利用しやすい開かれた場所であることを目指します。
- 「利用してみたい」「行ってみたい」という関心を引き出すために、ホームページや広報をはじめ、SNSなどのさまざまな媒体を積極的に活用しながら、図書館の魅力をわかりやすく発信していきます。また、市役所関係施設や学校、幼稚園などにもチラシの配布を依頼しサービスの内容を周知していきます。

### III 新たなターゲットに向けたイベントの実施

人と本とのつながりをさらに広げるためには、イベントや講座を通じて、新たな利用者層に図書館の存在や魅力を伝えていくことも有効です。市立図書館は、資料の提供だけではなく、人・資料・場所がそろった知識や情報の拠点として、乳幼児から高齢者まであらゆる世代が利用できる場となっています。

- 今まで図書館を利用したことがない人も参加しやすい様々な取組、例えば乳幼児に向けた読み聞かせや親子向け講座、地域の歴史や文化などをテーマにした大人向けの講座、利用者同士の交流を促進する読書会やワークショップなどを実施し、利用者層の拡大を図ります。

## エ 中央図書館登録サークルや地域団体との協働

イベントや講座を充実させるためには、図書館だけでなく、地域の人々や団体との協働が大きな力となります。

- 中央図書館登録サークルと協働し、サークル活動の活性化と市立図書館の利用促進が相互に支え合う形となるよう、幅広い世代の方が活躍できる場を作り、協力しながら様々な事業を行い、一層の協働を図ります。
- 市立図書館では他部署をはじめ文化協会等の関連団体や、京田辺市内の各施設とつながり協働して事業を実施することにより、図書館外の場においても共に市民サービスの向上を図る機会づくりを行っていきます。
- 返却スポットなど、地域でのサービス拠点を設けることで、利用者が効率よく利便性を高めることができるため、図書館をさらに使いやすくしていく観点からも他の施設との協働を進めます。

## (3) 誰もが利用しやすい図書館サービスとデジタル環境の整備

インターネットの普及により、情報へのアクセス方法そのものも変化している中、市全体として「どこに住んでいても」「どのような事情があっても」利用しやすいサービスと、来館・在宅の両方を支えるデジタル環境を整えることが必要です。

## ア 市立図書館全体としての機能強化（中央図書館・分室・移動図書館）

京田辺市全体として図書館サービスが行き届くよう、中央図書館・分室・移動図書館の役割と連携を整理し、機能を強化していきます。市立図書館が同じ方向性のもとでサービスを展開できるようにするためには、中央図書館だけではなく、北部分室・中部分室・移動図書館などを含めた「市全体の図書館」としての視点が必要です。



## 第4章 具体的な取組

### I 5つの取組

- 中央図書館は、全市民の資料要求に応えられるよう、市における図書館システムの中心的な機能を担っています。専門的な資料や郷土資料、児童サービスなど、幅広い分野の資料とサービスを集約し、分室や移動図書館の後方支援も行っています。  
北部分室と中部分室は、それぞれの住民センターの複合施設であることから、住民センターの利用とあわせて図書館を利用してもらえるという相乗効果が期待できます。その特性を生かし、施設全体の利用状況を踏まえた選書や展示を行うことで、身近な場所で図書館機能を提供していきます。
- 移動図書館は、京田辺市全域を対象とするサービスとして来館が難しい地域や世帯に本を届ける役割に加え、地域の高齢者や子育て世代にとっての交流の場としても機能しており、地域コミュニティを支える一面もあります。今後も、このような全域サービスとしての役割を維持しながら、巡回場所や停車時間などについて利用状況を踏まえた見直しを行い、より利用しやすい形を検討していきます。
- 複合型公共施設への移転を見据え、従来の業務に加えて読書活動の支援や課題解決支援などの専門的業務をさらに進めるためには、地域特性を踏まえた効果的・効率的な管理運営の方法を検討する必要があります。図書館としての専門性や公共性を損なうことなく、職員が中心となって判断と企画を担えるように管理運営体制を整えることで、サービスの向上を図っていきます。

### II 図書館を利用しにくい方へのサポート

「図書館を使ってみたいけれど、さまざまな理由で利用しにくい」と感じている市民へのサポートを充実させます。

- 市立図書館では、本を読むことや来館が困難な利用者に対して、大きな活字の本や点字図書のほか、拡大読書器やデイジー図書再生機、対話支援スピーカーなどを整備し、また、宅配サービスなどによる読書支援も行っています。今後も、こうした取組を維持・発展させながら、どのよ

## 第4章 具体的な取組

### I 5つの取組

うな環境や状況にある人であっても、できる限り等しく読書や情報へのアクセスができるようにすることを目指します。

- 「誰もが利用しやすい図書館」を実現するうえで、利用の際の介助や、手話・筆談などによるコミュニケーション手段の確保、必要に応じた説明文書の整備など、個々の状況に応じたきめ細やかな対応を心がけます。

### ウ 機器導入による利便性の向上

- 図書館サービスを利用しやすくするために、利用者が自分のペースで手続きを行えるようICタグを使用したセルフ貸出機を導入し、貸出・返却・予約本の受け取りの一部を利用者自身が行えるようにします。カウンターでの対面による貸出方法とセルフ貸出機を併用することで、忙しい時間帯でも待ち時間を減らすなど、効率化にも繋がります。また、ICタグの活用は資料の所在管理や紛失防止にもつながり、誰もが安心して使える図書館づくりに寄与します。
- 開館時間中の来館が難しい利用者でも本を返却しやすい環境を整えるために、返却ポストや返却スポットの運用状況を踏まえた見直しを行います。
- 図書館の開館時間外に予約資料を受け取れるようにするため、予約資料受取ロッカーの設置を検討し、仕事や家庭の事情で来館時間が限られている利用者にとっても利用しやすいサービスの提供を目指します。

### (4) 調べ学習と課題解決を支えるサービスの充実

学校や地域での調べ学習、暮らしや仕事の中での課題解決など、図書館に寄せられる相談や情報ニーズは多様化しています。こうした状況を踏まえ、市立図書館は「本を貸す場」にとどまらず、調べ学習や課題解決を支えるサービスを、図書館サービスの柱の一つとして位置づけていきます。



#### ア 調べ学習資料とレファレンスサービスの充実

市立図書館では、子どもの調べ学習の資料や、大人の生涯にわたる学習支援や自己啓発のための資料をそろえることで、学校や地域での学びを支えてきました。今後は、こうした資料の充実に加えて、調べ方そのものを支援するレファレンスサービスを一層強化していきます。

- 利用者からの相談に応じて、どの資料やデータベースのどの部分をどのように参照すればよいかを案内する「調べ方のナビゲート」を丁寧に行います。また、よく問合せのあるテーマについては、テーマごとの調べ方ガイドを作成し、館内掲示やウェブサイトで提供することにより、利用者が自分の力で情報を探しやすいようにします。
- 子ども向けには「調べ学習の進め方」を学べる講座、大人向けには「情報の探し方や読み方」を学べる講座などを実施し、図書館を情報リテラシーを育てる場としても活用していきます。
- 職員がレファレンスのノウハウを共有し、調べ学習支援の体制を整えていくことにより、図書館全体として調べものに強いサービスを提供できるようにしていきます。

#### イ 学校・学校図書室及び大学・大学図書館との連携

調べ学習や課題解決を支えるためには、学校や大学との連携も大きな役割を果たします。

- 学校図書室と市立図書館の職員が情報交換を密にすることで、学習で活用できる資料を十分に学校へ提供できるように収集に努めます。また、京都府立図書館が行っている「学校支援セット」も活用しながら、調べる学習を目的とする授業のサポートを行っていきます。
- 教員が授業で使用する京田辺市の歴史に関する資料についての案内を行うことにより、子どもたちが調べ学習を通じて地域に関心を持てる環境を整えていきます。市立図書館の施設見学や職場体験などの受入を行うことで、子どもたちが図書館の役割や仕事の内容に触れ、新たな資質や能力の向上、生きた学びの機会が得られるよう支援します。

## 第4章 具体的な取組

### I 5つの取組

- 大学の司書課程での図書館実習の受入を行い、大学で学んだ知識や技術を実際の図書館業務の中で経験してもらうことにより、将来の図書館を担う人材の育成にも貢献します。また、全国の大学図書館からの資料の借り受けや、大学図書館で所蔵する資料を、直接大学図書館で閲覧できる体制を引き続き維持していきます。このように、市立図書館が学校・大学と連携して学びのネットワークを広げることにより、調べ学習や課題解決を支えるサービスを一層充実させていきます。

### (5) 新たなサービスを実施するために職員の力を引き出す仕組みづくり

5つの取組を継続的に実現し、変化する状況に合わせて発展させていくためには、それぞれを企画し、実行し、評価し、改善していく専門性の高い職員の存在と、その力を十分に発揮できる仕組みが重要です。この取組では、図書館サービスの業務に精通した職員の確保と育成を行い、管理運営体制のあり方についての方向性を示します。

### A 職員の人材育成

図書館サービスを円滑かつ効果的に実現するためには、従来から評価が高い市立図書館の貸出や閲覧サービスの継続に加え、選書や展示などのサービス、さらにこれまで十分に行われてこなかった新たなサービスについても、専門的な知識と京田辺市の状況に関する深い理解が必要です。また、デジタル時代の到来をはじめとして社会の状況が大きく変化している中で、中長期的な将来を見据えたサービス展開の計画力も求められます。

- 市立図書館全体を担う職員は、各種研修制度などを活用しながら、貸出・閲覧といった基本的なサービスにくわえて、選書やレファレンス、デジタル資料の活用、イベントや講座の企画立案、利用統計の分析と評価など、幅広い業務を担える専門知識が必要です。こうした能力は、一度の研修で身につくものではなく、同じ地域・同じ図書館で経験を積み重ねることによって少しずつ育っていくものです。そのため、職員が長期的な視点でスキルを蓄積し、知識やノウハウを後進に引き継いでいけるよう、職場内での研修や外部研修への参加を通して、人材育成の充実を図っていきます。

## 第4章 具体的な取組

### I 5つの取組

- 利用者の話に耳を傾け、ニーズを丁寧にくみ取るためには、コミュニケーションの力を高めることが必要です。選書やレファレンス、イベント企画などすべてのサービスの質を高めるために、取り扱った事例の情報を職員間で共有することで、利用者のニーズに対応できる体制を整えます。
- 市立図書館のこれからのあり方に目を向け、未来志向の図書館を目指して考え、行動できるよう、外部講師による研修や先進事例の視察などを通じて、業務に対する意識の改革にも取り組んでいきます。

### II 継続的な職員の確保と新たな管理運営体制の確立

人材を確保し育成するためには、図書館サービスの業務に精通した職員が、長期的な視点で配置されていることが不可欠となります。

- 職員は、利用者と資料をつなぐサービスを軸として、資料との出会いの機会を創出しています。利用者からの多岐にわたるレファレンスに応えるためには、資料に精通した職員が地域の貴重な資料の収集や保存、提供を継続的に行っていきます。
- 中央図書館・分室・移動図書館それぞれの利用状況を把握し、全体としての課題や強みを分析した上で、市としてどのようにサービスを配置し直すかを考える役割を担っていきます。
- 中長期的な展望に立って様々な機能を円滑に展開させるためには、複合型公共施設への移転後の管理運営体制の確立にあたり、多様化する高度なサービスを提供するための専門性の高い職員の確保と同時に、効率性の高い運営も求められます。これらのニーズに対応するには、施設整備、維持管理や開館日・開館時間の拡充なども含めた運営の見直しと合わせて、選書や保存、レファレンス（調査・相談）、企画立案、利用分析等に注力できる体制の構築を進めます。
- 図書館の専門性と公共性を維持・強化することを前提に、民間の活力の導入についても検討し、職員が専門的な業務に集中できるような役割分担を整えることで、「質の確保」と「利用のしやすさ」の両立を目指して利用者へのサービスの向上を図っていきます。

## 第4章 具体的な取組

### 2 成果指標

## 2 成果指標

本プランの中間年度である令和12年度末に、5つのアクションの進捗と達成状況を測るにあたり、以下のように成果指標を設定します。最終年度である令和17年度の目標については、令和12年度までの実績を踏まえた上で、指標と目標値の見直しを行います。

| No. | 指 標 名                      | 現状値 (R6年度)                             | 目標値 (R12年度末)                                                  | 目標値 (R17年度末)                                      |
|-----|----------------------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 1   | 貸出冊数                       | 762,449 冊                              | 850,000 冊<br>令和元年度～令和6年度末の平均貸出冊数より 10% 増加を目指す                 | 935,000 冊<br>利用者層の拡大を図り令和 12 年度末の目標冊数から 10%増加を目指す |
| 2   | 貸出を行った利用者数 (実人数)           | 11,804 人                               | 平成 29 年度～令和元年度の水準 (約 14,000 人) に近づいていることを目安とし、減少傾向に歯止めがかかっている | 16,000 人<br>令和 12 年度末の利用者数より 10%増加を目指す            |
| 3   | 子どもの利用者数                   | 2,608 人                                | 2,800 人<br>令和6年度末の利用者数より 10%増加を目指す                            | 3,000 人<br>令和 12 年度末の利用者数より 10%増加を目指す             |
| 4   | 新規登録者数                     | 1,373 人                                | 平成 29 年度～令和元年度の水準 (約 1,800 人) に近づいていることを目安とし、減少傾向に歯止めがかかっている  | 2,000 人<br>令和 12 年度末の利用者数より 10%増加を目指す             |
| 5   | 蔵書構成・選書方針の文書化及び年1回の見直し実施状況 | 内部向け方針はあるが、体系的な文書化・共有は限定的              | 図書館全体の蔵書構成・選書方針を文書化し、館内で共有するとともに、年1回の点検・見直しを実施している            | 年1回の点検・見直しが定着し、必要に応じて内容が更新されている                   |
| 6   | 図書館行事の実施状況                 | 年間37回 (目的別の整理は限定的)                     | 年間の図書館行事を、75回以上実施している                                         | 令和12年度の水準を概ね維持し、その内容が継続的に改善されている                  |
| 7   | 学校との調べ学習・読書活動支援を実施した学校数    | 「他機関・他部署との連携事業」11件のうち、学校支援の内訳は整理されていない | 市内小中学校のうち、少なくとも半数の学校と年間1件以上の調べ学習支援または読書活動支援を行っている             | 市内全小中学校との間で、少なくとも年1件の調べ学習支援または読書活動支援を行うことを目指している  |

| No. | 指 標 名                                            | 現状値 (R6年度)                       | 目標値 (R12年度末)                                                        | 目標値 (R17年度末)                         |
|-----|--------------------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 8   | 学校以外の機関・団体（子育て支援センター、地域団体等）との連携による読書・情報提供事業の実施状況 | 年間11件（学校・その他を含む）                 | 子育て支援センター、地域団体等との連携による事業を年間10件以上実施している                              | 連携事業が継続し、内容の充実と対象の広がりが見られる           |
| 9   | レファレンス（調査・相談）記録の整備状況                             | 個々の対応は行っているが、体系的な記録・集計は限定的       | 件数と概要を記録・集計する仕組みを整備し、年次で振り返りを行っている                                  | レファレンスの記録・集計・振り返りが定着し、サービス改善に活用されている |
| 10  | 職員に対する専門研修の実施状況（回数・テーマ）                          | 個々の研修参加はあるが、館として体系的に企画した専門研修は少ない | 選書・レファレンス・ICT活用・障がい者サービスなどをテーマとした専門研修を年間2回以上実施し、職員間で共有している          | 専門研修の実施と内容共有が定着し、テーマや対象が拡大されている      |
| 11  | 図書館サービスに関する年次自己評価・外部意見聴取の実施状況                    | 自己評価や利用者からの体系的な意見聴取は限定的          | 毎年、図書館サービス全体について自己評価（または中間評価）を実施し、その際に市民・利用者からの意見聴取（ワークショップ等）を行っている | 毎年、自己評価と外部意見聴取を組み合わせた評価サイクルが定着している   |



## 資料編

### 〔過去8年間の市立図書館の各種指標〕

|    | 項 目               | 平成29年度                  | 平成30年度                  | 令和元年度                   |
|----|-------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| A  | 人口<br>[4月1日現在]    | 68,508人                 | 69,207人                 | 69,723人                 |
| B  | 利用者数<br>(子どもの利用数) | 15,368人<br>(4,208人)     | 14,763人<br>(4,009人)     | 14,141人<br>(3,826人)     |
| B' | 市民利用者数            | 14,972人                 | 14,436人                 | 13,847人                 |
| C  | 新規登録者数            | 1,825人                  | 1,676人                  | 1,498人                  |
| D  | 職員数               | 20人<br>うち嘱託・臨時職員<br>12人 | 19人<br>うち嘱託・臨時職員<br>12人 | 19人<br>うち嘱託・臨時職員<br>12人 |
| E  | 貸出冊数              | 881,901冊                | 876,253冊                | 817,478冊                |
| F  | 蔵書冊数              | 335,934冊                | 359,821冊                | 361,510冊                |
| G  | 年間購入冊数            | 13,210冊                 | 12,398冊                 | 12,249冊                 |
| H  | 図書館費              | 168,256千円               | 161,616千円               | 163,249千円               |
| I  | 資料購入費             | 23,885千円                | 22,537千円                | 22,689千円                |
| J  | 図書・視聴覚資料費         | 19,999千円                | 18,723千円                | 18,658千円                |

|                 |                                                | 平成29年度  | 平成30年度  | 令和元年度   |
|-----------------|------------------------------------------------|---------|---------|---------|
| ●登録率            | $B' / A \times 100$                            | 21.9%   | 20.9%   | 19.9%   |
| ●市民1人当たりの貸出冊数   | $E / A$                                        | 12.87冊  | 12.66冊  | 11.72冊  |
| ●利用者1人当たりの貸出冊数  | $E / B$                                        | 57.4冊   | 59.4冊   | 57.8冊   |
| ●市民1人当たりの蔵書冊数   | $F / A$                                        | 5.20冊   | 5.20冊   | 5.18冊   |
| ●市民千人当たりの年間購入冊数 | $G / A \times 1,000$                           | 192冊    | 179冊    | 175冊    |
| ●市民1人当たりの資料購入費  | $I / A$                                        | 349円    | 326円    | 325円    |
| ●1冊当たりの平均単価     | $J / G$                                        | 1,514円  | 1,510円  | 1,523円  |
| ●市民1人当たりの図書館費   | $H / A$                                        | 2,456円  | 2,335円  | 2,341円  |
| ●職員1人当たりの奉仕人口   | $A / D$                                        | 3,425人  | 3,642人  | 3,670人  |
| ●職員1人当たりの貸出冊数   | $E / D$                                        | 44,095冊 | 46,119冊 | 43,025冊 |
| ●蔵書回転率          | $E / F$                                        | 2.48回   | 2.44回   | 2.26回   |
| ●市民1人当たりのサービス効果 | $\frac{\text{図書平均単価} (J / G) \times E - H}{A}$ | 17,033円 | 16,783円 | 15,515円 |

|    | 項 目               | 令和2年度                    | 令和3年度                    | 令和4年度                    |
|----|-------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| A  | 人口<br>[4月1日現在]    | 70,217人                  | 70,568人                  | 70,785人                  |
| B  | 利用者数<br>(子どもの利用数) | 10,986人<br>(2,290人)      | 11,391人<br>(2,417人)      | 11,608人<br>(2,349人)      |
| B' | 市民利用者数            | 10,753人                  | 11,167人                  | 11,367人                  |
| C  | 新規登録者数            | 886人                     | 1,107人                   | 1,179人                   |
| D  | 職員数               | 19人<br>うち会計年度任用職員<br>12人 | 19人<br>うち会計年度任用職員<br>12人 | 19人<br>うち会計年度任用職員<br>12人 |
| E  | 貸出冊数              | 698,474冊                 | 754,719冊                 | 803,587冊                 |
| F  | 蔵書冊数              | 364,335冊                 | 364,450冊                 | 369,764冊                 |
| G  | 年間購入冊数            | 11,948冊                  | 11,951冊                  | 12,140冊                  |
| H  | 図書館費              | 160,150千円                | 163,722千円                | 167,044千円                |
| I  | 資料購入費             | 22,723千円                 | 22,930千円                 | 22,898千円                 |
| J  | 図書・視聴覚資料費         | 18,743千円                 | 18,755千円                 | 18,757千円                 |

|                 |                                             | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   |
|-----------------|---------------------------------------------|---------|---------|---------|
| ●登録率            | $B' / A \times 100$                         | 15.3%   | 15.8%   | 16.1%   |
| ●市民1人当たりの貸出冊数   | $E / A$                                     | 9.95冊   | 10.69冊  | 11.35冊  |
| ●利用者1人当たりの貸出冊数  | $E / B$                                     | 63.6冊   | 66.6冊   | 69.2冊   |
| ●市民1人当たりの蔵書冊数   | $F / A$                                     | 5.19冊   | 5.16冊   | 5.22冊   |
| ●市民千人当たりの年間購入冊数 | $G / A \times 1,000$                        | 170冊    | 169冊    | 172冊    |
| ●市民1人当たりの資料購入費  | $I / A$                                     | 324円    | 325円    | 324円    |
| ●1冊当たりの平均単価     | $J / G$                                     | 1,569円  | 1,569円  | 1,545円  |
| ●市民1人当たりの図書館費   | $H / A$                                     | 2,281円  | 2,320円  | 2,360円  |
| ●職員1人当たりの奉仕人口   | $A / D$                                     | 3,696人  | 3,714人  | 3,726人  |
| ●職員1人当たりの貸出冊数   | $E / D$                                     | 36,762冊 | 39,722冊 | 42,294冊 |
| ●蔵書回転率          | $E / F$                                     | 1.92回   | 2.07回   | 2.17回   |
| ●市民1人当たりのサービス効果 | $\frac{\text{図書平均単価}(J/G) \times E - H}{A}$ | 13,327円 | 14,463円 | 15,180円 |

|    | 項 目               | 令和5年度                                | 令和6年度                                |
|----|-------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| A  | 人口<br>[4月1日現在]    | 71,464人                              | 71,667人                              |
| B  | 利用者数<br>(子どもの利用数) | 11,918人<br>(2,706人)                  | 11,804人<br>(2,608人)                  |
| B' | 市民利用者数            | 11,698人                              | 11,592人                              |
| C  | 新規登録者数            | 1,431人                               | 1,373人                               |
| D  | 職員数               | 20人<br>うち会計年度任用職員<br>9人<br>うち派遣職員 4人 | 20人<br>うち会計年度任用職員<br>8人<br>うち派遣職員 5人 |
| E  | 貸出冊数              | 784,575冊                             | 762,449冊                             |
| F  | 蔵書冊数              | 359,659冊                             | 359,998冊                             |
| G  | 年間購入冊数            | 11,204冊                              | 11,001冊                              |
| H  | 図書館費              | 184,444千円                            | 200,640千円                            |
| I  | 資料購入費             | 23,214千円                             | 23,379千円                             |
| J  | 図書・視聴覚資料費         | 18,880千円                             | 18,815千円                             |

|                 |                                             | 令和5年度   | 令和6年度   |
|-----------------|---------------------------------------------|---------|---------|
| ●登録率            | $B' / A \times 100$                         | 16.4%   | 16.2%   |
| ●市民1人当たりの貸出冊数   | $E / A$                                     | 10.98冊  | 10.64冊  |
| ●利用者1人当たりの貸出冊数  | $E / B$                                     | 65.8冊   | 64.6冊   |
| ●市民1人当たりの蔵書冊数   | $F / A$                                     | 5.03冊   | 5.02冊   |
| ●市民千人当たりの年間購入冊数 | $G / A \times 1,000$                        | 157冊    | 154冊    |
| ●市民1人当たりの資料購入費  | $I / A$                                     | 325円    | 326円    |
| ●1冊当たりの平均単価     | $J / G$                                     | 1,685円  | 1,710円  |
| ●市民1人当たりの図書館費   | $H / A$                                     | 2,581円  | 2,800円  |
| ●職員1人当たりの奉仕人口   | $A / D$                                     | 3,573人  | 3,583人  |
| ●職員1人当たりの貸出冊数   | $E / D$                                     | 39,229冊 | 38,122冊 |
| ●蔵書回転率          | $E / F$                                     | 2.18回   | 2.12回   |
| ●市民1人当たりのサービス効果 | $\frac{\text{図書平均単価}(J/G) \times E - H}{A}$ | 15,919円 | 15,393円 |

# **京田辺市立図書館サービスアクションプラン**

**令和8年6月発行**

**京田辺市教育委員会  
京田辺市立中央図書館**

**所在地：京都府京田辺市田辺辻40番地**

**電 話：0774-65-2500**

# 京田辺市立図書館サービスアクションプラン (概要版)

令和8年6月

京田辺市立図書館

## ☆ 「京田辺市立図書館サービスアクションプラン」策定の背景

京田辺市において新たに市民が集い交流する拠点として中央図書館を含む複合型公共施設の整備が計画されています。時代の変化と地域の変化に対応し、京田辺市の発展に寄与する市立図書館を目指し、中長期的な計画を策定することが不可欠であるため、現在の市立図書館の課題を把握、分析し、運営やサービスを見直し、充実させていく必要があると考えます。

このような状況に対応するため、京田辺市立図書館のグランドビジョンを明らかにし、年度ごとの事業計画の方針になるものとして、「京田辺市立図書館サービスアクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）」を策定することとしました。

※ 京田辺市立図書館サービスアクションプランでの図書館の表記においては以下のように示します。

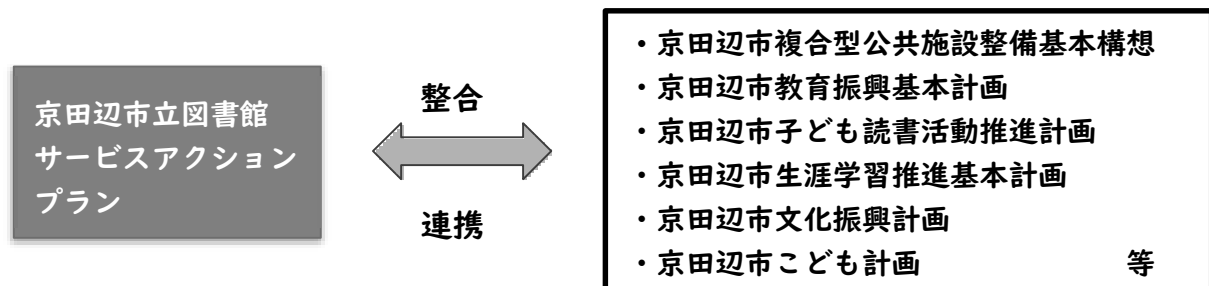
「市立図書館」については、京田辺市立図書館3館を示します。

「中央図書館」については京田辺市立中央図書館、「北部分室」については京田辺市立中央図書館北部分室、「中部分室」については京田辺市立中央図書館中部分室を示します。

## ☆ アクションプランの位置づけ

本アクションプランは、「京田辺市教育振興基本計画」の下、他の本市関連計画とも整合性を図りながら、質の高い図書館サービスを提供するために、市立図書館に関する基本的な方針を明らかにするものです。また、アクションプランの策定にあたっては、「第3次京田辺市子ども読書活動推進計画」や「京田辺市複合型公共施設整備基本構想」など、既存の各種計画も参考にしています。

なお、個別のアクションのより具体的な内容については、年度ごとの事業計画の中で明らかにしていきます。



## ☆ 計画期間

令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

ただし、5年ごとに前期・後期に分け、前期については、複合型公共施設の供用開始までの計画期間として、後期については、市立図書館を取り巻く新たな環境や社会情勢の変化などを検証した上で、中間年度である令和13年度に計画を改定して示すものとします。

目指す姿 すべての市民が利用したくなる図書館

使命

図書館資料と場所の提供を通して、  
市民の生活を豊かにする

## 現状と課題

### 貸出状況と蔵書構成の 現状と課題

読書・情報アクセスを支える  
コレクションの充実

### 利用者層の変化と図書館 イメージの課題

くつろぎと交流を生み出す  
図書館空間の実現

### サービス形態と情報環境の変化

地域全体をカバーする  
サービスネットワークと  
デジタル提供の強化

### 学習支援・レファレンスの 現状と課題

学びと情報探索を支える  
支援サービスの展開

### 職員体制と専門性に関する課題

図書館サービスを牽引する  
人材と運営体制の整備

## 取 組

### 【 取組 １ 】

人と本との出会いのサポート

### 【 取組 ２ 】

居心地のよい空間づくりと  
「つながり」をはぐくむ仕掛け

### 【 取組 ３ 】

誰もが利用しやすい図書館  
サービスとデジタル環境の整備

### 【 取組 ４ 】

調べ学習と課題解決を支える  
サービスの充実

### 【 取組 ５ 】

新たなサービスを実施するために  
職員の力を引き出す仕組みづくり

## 成 果 指 標

１．貸出冊数

２．貸出を行った利用者数  
(実数人)

３．子どもの利用者数

４．新規登録者数

５．蔵書構成・選書方針の文書化お  
よび年１回の見直し実施状況

６．図書館行事の実施状況

７．学校との調べ学習・読書活動  
支援を実施した学校数

８．学校以外の機関・団体との連  
携による読書・情報提供事業の実  
施状況

９．レファレンス記録の整備状況

１０．職員に対する専門研修の実施  
状況

１１．図書館サービスに関する年次  
自己評価・外部意見聴取の実施状況

# 京田辺市立図書館を取り巻く現状と課題

## I 現状

---

### (1) 関連施設等

- ・「京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例」に基づき、中央図書館、北部分室、中部分室を設置
- ・移動図書館「かなび号」で市内22ヶ所のステーションと洛南寮（福祉施設）、留守家庭児童会に巡回
- ・京田辺市商工会館(CIKビル)内、無印良品松井山手店舗内に返却スポットを設置、南部まちづくりセンターでは本の返却の他、予約資料の受け渡しも実施

### (2) 近年の主な取組

- ・季節に合わせたテーマ展示や、図書館講座、書庫公開DAYなどを開催
- ・中央図書館ロビーに、不要になった本のリサイクルコーナーを設置
- ・子育て支援課と連携した産前産後サポート事業「絵本についての講座」の講師
- ・中央図書館に本の除菌機、Wi-Fi環境、マイボトル型ウォーターサーバーを設置

### (3) 特徴的な取組

- ・貸出冊数の上限設定がなく、2週間で読める冊数だけ借りることができる
- ・移動図書館のほか、来館が困難な利用者に宅配サービスや郵送貸出しを実施
- ・本を読むことが困難な利用者に障がい者用サポート機器を設置
- ・ギャラリー「かなび」を併設し、市民の創作活動の発表の場として活用

## 2 市立図書館に関する統計及び概況

---

◎市立図書館は、貸出冊数や予約件数では高い水準を保ち、熱心な利用者に支えられている一方で、新規登録者や子どものイベント参加、映像ブースの利用などの状況を踏まえると、新たな生活様式や情報環境の下で「図書館に足を運ぶ」きっかけや利用のされ方が変化していることがうかがえます。

### 3 現状と課題

---

#### (1) 貸出状況と蔵書構成

- ・司書によるレファレンスなどにより、利用者の読書欲求に応えられる資料の選書、収集が一定程度実現している
- ・収容可能冊数を大幅に超えているため偶然の出会いによる読書の機会が相対的に減少している可能性もあることから、蔵書の量と質を維持しつつ、棚が見やすく本との出会いをどう確保するかが課題となっている

#### (2) 利用者層の変化と図書館イメージ

- ・人口自体は増加している一方で、子どもなど図書館利用に結びついていない層が一定数存在している
- ・図書館は静かな場所というイメージが根強く残り、来館のハードルとなっているほか、開館時間が限られていることも立ち寄りにくい要因となっている可能性がある
- ・空間構成や開館時間のあり方、図書館像の伝え方などを含めた検討が課題となっている

#### (3) サービス形態と情報環境の変化

- ・年代を問わず電子書籍での読書や映像コンテンツの視聴環境は、家庭内の配信サービス等への移行が進む一方で、予約件数の増加から「本を確実に入手したい」という志向が強まっている
- ・来館利用と、ニーズの高い移動図書館、返却スポットに、デジタルサービスなどを組み合わせた利用しやすさを、どう設計していくかが課題となっている

#### (4) 学習支援とレファレンス

- ・図書館が学びの場として利用される機会も、以前より限られている可能性がある
- ・学校図書室との連携や、一般利用者からのレファレンスの高度化、多様化に対し、限られた人員での対応を整理し、検討する必要がある

#### (5) 職員体制と専門性

- ・これまでの取組について職員が一定の成果を上げてきたが、様々な変容により求められる役割が広がっていることから、資料のコレクション形成、レファレンスや学習支援、連携といった専門的業務、利用統計の分析に基づき、複合型公共施設全体を見据えた企画立案などの業務を安定して担うためには、長期的な視点で知識と経験を蓄積していける職員をどのように育成、配置していくかが課題となっている
- ・あわせて、開館日、開館時間の拡充やイベント、講座の増加に対応するためには、職員だけではなく民間活力の導入を含めた検討を行うことが課題となっている

## これからの京田辺市立図書館の目指す姿と使命

### 目指す姿（ビジョン）

#### すべての市民が利用したくなる図書館

図書館資料の利用を目的とする人だけではなく、これまで図書館を利用したことのない人にとっても有意義な施設となり、一人でも多くの京田辺市民に「図書館があって良かった」と感じてもらえることを目指します。

### 使命（ミッション）

#### 図書館資料と場所の提供を通して、 市民の生活を豊かにする

公共図書館は、利用者があらゆる種類の知識や情報をたやすく入手できるようにする地域の情報センターです。

市立図書館は、図書館資料や情報、出会いの場の提供を通して、市民の生き生きとした豊かな暮らしに寄与することを使命として捉えていきます。

# 具体的な取組

## I 5つの取組（アクション）

---

### （１）人と本との出会いのサポート

- ・レファレンス等によるニーズ把握を生かした魅力あるコレクションを構築。複合型公共施設への移転を見据えた新たな利用者層への対応
- ・地域に関する資料の収集、保存を紙とデジタルの双方から信頼できる資料を提供できる環境を整えていく

### （２）居心地のよい空間づくりと「つながり」をはぐくむ仕掛け

- ・図書館を利用しなかった人も気兼ねなく利用できる居心地のよい空間づくりを検討
- ・現図書館や分室においても限られたスペースでの空間演出について、適時改善を進める
- ・書架に本を並べるだけでなく、本と読者を結びつける仕掛けとして、複合型公共施設の「みんなで創る“つながり” “ひろがる”文化の広場」というコンセプトに沿った本や情報を介したコミュニケーションの場づくりを進める。
- ・各年代や利用者層にあわせた講座に加え、利用者同士の交流を促進する読書会やワークショップなどを実施して利用者層の拡大を図る
- ・サークル活動の活性化と市立図書館の利用促進が相互に支え合う形となるよう、幅広い世代が活躍できる場を作ることで一層の協働を図る。市内の様々なイベントや事業への参加と、関係団体との連携により交流の輪を広げる取組を進める

### （３）誰もが利用しやすい図書館サービスとデジタル環境の整備

- ・中央図書館、北部分室、中部分室、移動図書館などを含めた「市全体の図書館」の視点で身近な場所で図書館機能を提供できるよう検討する。複合型公共施設への移転に際しても専門性や公共性を損なうことなく効果的、効率的な管理運営体制を整えることでサービスの向上を図る
- ・これまでから行っている来館が困難な方への支援に加え、誰もができる限り等しく読書や情報へのアクセスができるように支援の方法や環境整備を充実させる
- ・資料の貸出と返却は、利用者のニーズに合わせて方法を選択できるような機器の導入とスポットの充実により、効率化とあわせたサービスの向上を図る

### （４）調べ学習と課題解決を支えるサービスの充実

- ・職員のレファレンス能力の充実を図り、調べ学習等に強いサービスを提供できるよう努める
- ・京都府立図書館や学校や大学と連携した学びのネットワークを広げることで、調べ学習や課題解決を支えるサービス充実を図る

### **(5) 新たなサービスを実施するために職員の力を引き出す仕組みづくり**

- ・これまでから評価されてきたサービス提供の継続と中長期的な将来を見据えた展開の計画力も求められる中、京田辺市の状況に関する理解や知識、ノウハウを引き継ぐこととあわせ、コミュニケーション力を高め、未来志向の図書館を目指して行動できるよう、外部研修や先進事例の視察などにより意識の改革にも取り組む
- ・これまでに蓄積した地域の貴重な資料保存や提供を継続しながら、開館日や開館時間の拡充、行事の増加に対応するための見直しにあたり、中長期的な展望に立った運営体制の構築について、図書館の専門性と公共性を維持、強化することを前提に民間活力の導入についても検討し、サービスの向上を図る

## **2 成果指標**

---

本プランの中間年度である令和12年度末に、5つのアクションの進捗と達成状況を測るにあたり、以下のように成果指標を設定します。最終年度である令和17年度の目標については、令和12年度までの実績を踏まえた上で、指標と目標値の見直しを行います。

- ①貸出冊数
- ②貸出を行った利用者数（実人数）
- ③子どもの利用者数
- ④新規登録者数
- ⑤蔵書構成・選書方針の文書化及び年1回の見直し実施状況
- ⑥図書館行事の実施状況
- ⑦学校との調べ学習・読書活動支援を実施した学校数
- ⑧学校以外の機関・団体（子育て支援センター、地域団体等）との連携による読書・情報提供事業の実施状況
- ⑨レファレンス（調査・相談）記録の整備状況
- ⑩職員に対する専門研修の実施状況（回数・テーマ）
- ⑪図書館サービスに関する年次自己評価・外部意見聴取の実施状況

議案第 36 号

第 3 次京田辺市子ども読書活動推進計画の策定について

第 3 次京田辺市子ども読書活動推進計画について定めるため、教育委員会の議決を求める。

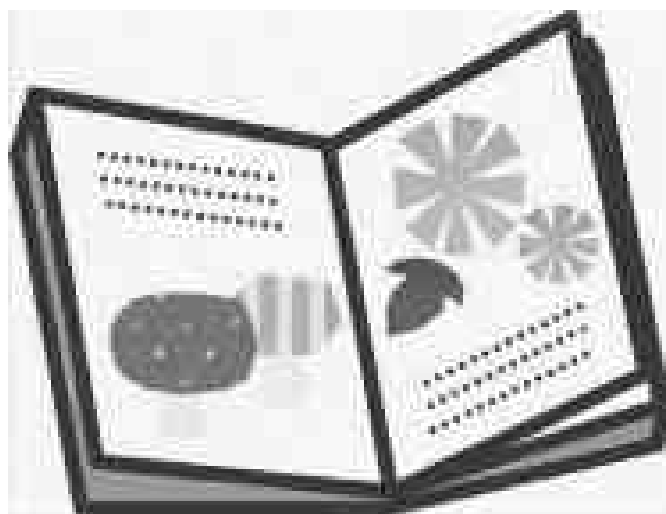
令和 8 年 6 月 26 日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

(提案理由)

本件は、第 3 次京田辺市子ども読書活動推進計画を定めるため、提案するものである。

# 第3次京田辺市 子ども読書活動推進計画（案）



令和8年6月

京田辺市教育委員会

## 目 次

|                                         |    |
|-----------------------------------------|----|
| はじめに .....                              | 3  |
| 第1章 計画策定の趣旨 .....                       | 4  |
| 1 計画の基本的な考え方 .....                      | 4  |
| (1) 目 標 .....                           | 4  |
| (2) 基本方針 .....                          | 4  |
| (3) 位置づけ .....                          | 4  |
| (4) 対 象 .....                           | 4  |
| 2 計画見直しの趣旨 .....                        | 5  |
| 3 計画の期間 .....                           | 5  |
| 第2章 京田辺市における子ども読書活動の現状 .....            | 6  |
| 1 第2次京田辺市子ども読書活動進計画策定から6年間の成果について ..... | 6  |
| 2 アンケートについて .....                       | 6  |
| (1) 調査対象 .....                          | 6  |
| (2) 調査期間・方法 .....                       | 6  |
| (3) 回収結果 .....                          | 7  |
| 3 子ども読書活動の現状 .....                      | 7  |
| 4 アンケート結果のまとめ .....                     | 16 |
| 第3章 子どもの読書活動推進のための方策 .....              | 17 |
| 1 家庭・地域における読書活動の推進 .....                | 17 |
| (1) 家庭における子どもの読書活動の推進 .....             | 17 |
| (2) 地域社会における読書活動の推進 .....               | 17 |
| 2 学校等における読書活動の推進 .....                  | 18 |
| (1) 学校の役割と取組 .....                      | 18 |
| (2) 幼稚園・保育所(園)・認定こども園の役割と取組 .....       | 20 |
| 3 市立図書館における読書活動の推進 .....                | 21 |
| (1) 図書資料の充実及び児童向けサービスの展開 .....          | 21 |

|                                          |    |
|------------------------------------------|----|
| (2) 図書館に親しみを持ち、読書の楽しみを知ってもらう事業等の開催 ..... | 22 |
| (3) 学校関係機関等との連携 .....                    | 22 |
| (4) 図書館司書による読書活動の推進 .....                | 22 |
| (5) 情報提供等 .....                          | 22 |
| (6) 読書ボランティアの養成 .....                    | 23 |
| 4 子どもに関わる施設・団体等の読書活動の推進 .....            | 23 |
| (1) 子育て支援課の取組 .....                      | 23 |
| (2) 南山こどもセンターの取組 .....                   | 23 |
| (3) 南部まちづくりセンター（ミライロ）の取組 .....           | 23 |
| 5 効果的な読書活動の推進 .....                      | 24 |
| (1) 「子ども読書の日」「読書週間」を中心とした取組 .....        | 24 |
| (2) 京都府等の読書活動に関する各種情報の収集・提供 .....        | 25 |
| 6 デジタル社会に対応した読書環境の整備 .....               | 25 |
| (1) 学校図書室の情報データベースの活用 .....              | 25 |
| (2) 読書環境の整備 .....                        | 25 |
| (3) デジタルコンテンツの利便性と紙媒体の良さを取り入れた取組 .....   | 26 |
| おすびに .....                               | 26 |

## はじめに

京田辺市は、地域の子どもたちが健やかに成長し、豊かな人間性を育むために、読書活動の重要性を認識し、これまで様々な取組を行ってきました。平成14年に国の施策として「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されたことをきっかけに、本市でも子ども読書活動推進計画を策定し、地域の図書館や学校との連携強化や、読書イベント、ワークショップを開催することで、子どもたちの読書意欲を高める施策を実施してきました。また、地域のボランティアや保護者の協力を得て、読書の楽しさを伝える活動を展開したことで、多くの子どもたちが読書に親しむ機会を得ることができ、地域全体での読書活動の重要性について再認識しました。令和2年3月に策定した第2次計画では、学校教育との連携を強化し、授業の中での読書活動の充実を図りました。

現代はデジタル化が進展し、読書の重要性が改めて問われる時代です。今後は、デジタルとアナログを融合させた新たな読書体験を提供することが求められています。さらには、地域活動のアウトリーチとして行う読書活動や、異年齢交流を促進するプログラムの導入など、多様なアプローチを通じて、子どもたちの読書活動を一層充実させていく方針です。

このような点を踏まえ、本市の読書活動をさらに充実させるため、第3次京田辺市子ども読書活動推進計画を策定いたします。

## 第1章 計画策定の趣旨

### Ⅰ 計画の基本的な考え方

#### (1) 目標

全ての子どもたちが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、社会全体で子どもたちが楽しく読書ができる環境づくりを推進し、「心豊かで本を読むことが好きな京田辺の子どもたちを育てる」ことを目標とします。

#### (2) 基本方針

子どもの読書活動を推進するため、4つの基本方針を掲げ、その推進に努めます。

##### 4つの基本方針

- 1 家庭・地域における読書活動の推進
- 2 学校等における読書活動の推進
- 3 市立図書館における読書活動の推進
- 4 子どもに関わる施設・団体等の読書活動の推進

#### (3) 位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づき策定するものです。国の基本計画「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び、京都府子ども読書推進計画（第5次推進計画）を基本として、本市における子どもの読書活動の推進に関する施策の基本的方向を示し、市民との協働により地域全体で積極的に推進していくものです。

#### (4) 対象

本市における子どもの読書活動の推進に関わる図書館・学校をはじめ、地域、家庭など全てを対象としています。

なお、本計画では、「子ども」とは、0歳からおおむね18歳までとします。

## 2 計画見直しの趣旨

令和2年3月に「第2次京田辺市子ども読者活動推進計画」を策定し、計画に基づき、家庭、地域社会、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学校、図書館などが、それぞれの役割を担い、積極的に読書活動を推進してきました。

計画策定から6年が経過し、子ども読書活動の成果と現状を明らかにし、計画の見直しを行うものです。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度（2026 年度）からのおおむね5年間とし、社会情勢の変化や本計画の成果等を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。



## 第2章 京田辺市における子ども読書活動の現状

### 1 第2次京田辺市子ども読書活動推進計画策定から6年間の成果について

令和2年に策定した第2次京田辺市子ども読書活動推進計画から6年が経ちました。

この間、学校図書室の情報データベース化、さらには通信ネットワーク環境の整備等のハード面において、読書環境の整備を図りました。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、学校図書室が使用できない中、司書教諭と学校司書が連携して、各学級に図書室の本を置くなどの取組を通して、子どもの読書活動を推進してきました。

また、市立図書館においては、移動図書館の留守家庭児童会への巡回を民間留守家庭児童会にも拡大し、より多くの児童に読書機会を提供する取組を進めました。

さらに、南部まちづくりセンターにおける「まちライブラリー」等の地域住民と連携した取組を進め、子ども読書を推進してきました。

### 2 アンケートについて

子ども読書活動の現状を把握するため、以下の方法でアンケートを実施しました。

(1) 調査対象 幼稚園5歳児保護者、小学校3年生、小学校5年生とその保護者、中学校2年生

#### (2) 調査期間・方法

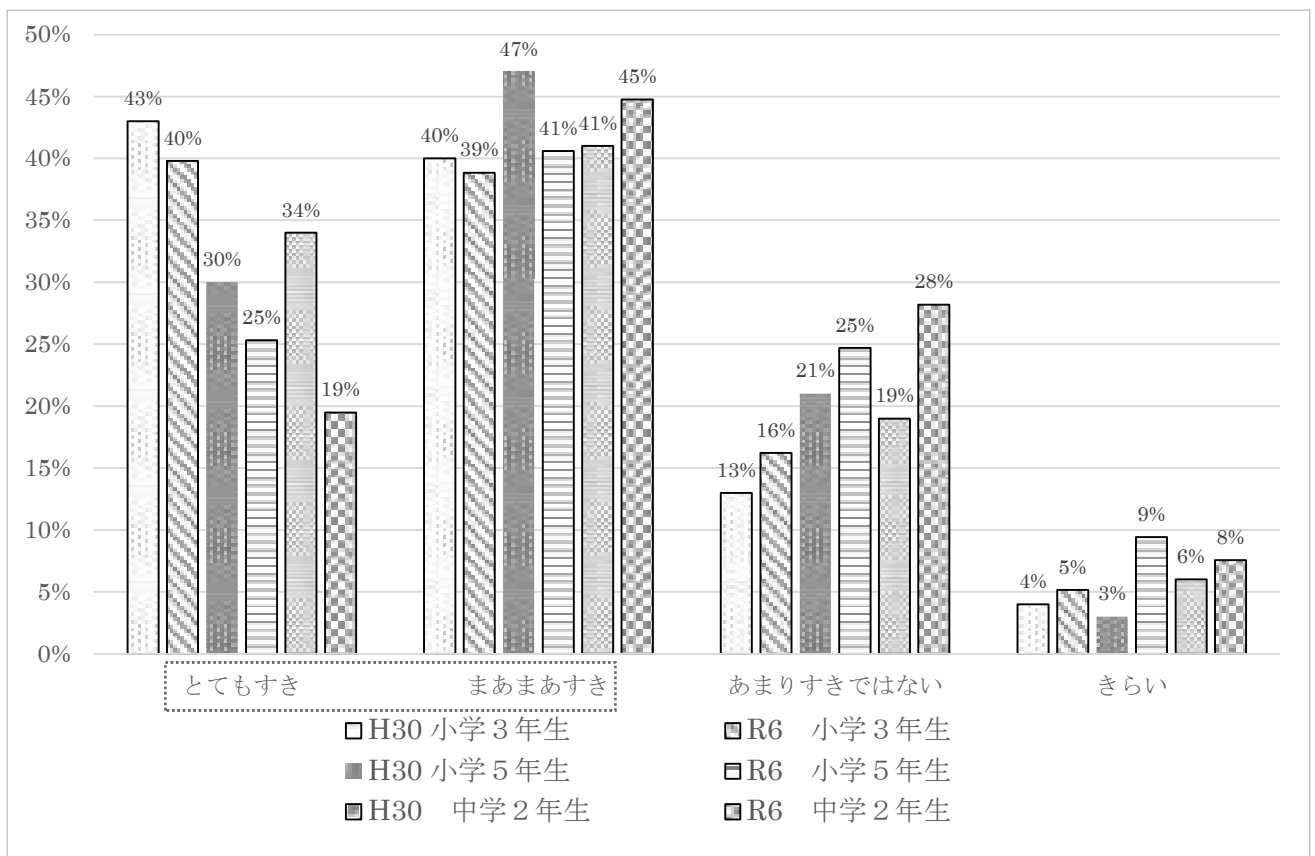
|        | 調査期間      | 調査方法                                                                 |
|--------|-----------|----------------------------------------------------------------------|
| 平成30年度 | 平成31年2月実施 | 児童・生徒(特定の学級のみ実施)及び保護者<br>紙媒体による回答                                    |
| 令和6年度  | 令和7年2月実施  | 児童・生徒(全学級実施)及び保護者<br>タブレット端末による回答(児童・生徒)<br>連絡アプリを活用した2次元コードで回答(保護者) |

### (3) 回収結果

|     |     | 小学3年生 | 小学5年生 | 中学2年生 | 5歳児保護者 | 5年保護者 | 総計    | 回収率   |
|-----|-----|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|
| H30 | 調査数 | 237   | 237   | 102   | 173    | 237   | 986   | 92.9% |
|     | 回収数 | 236   | 234   | 102   | 153    | 191   | 916   |       |
| R6  | 調査数 | 670   | 690   | 622   | 141    | 690   | 2,813 | 69.4% |
|     | 回収数 | 641   | 648   | 344   | 72     | 247   | 1,952 |       |

## 3 子ども読書活動の現状

Q1 あなたは、本を読むのが好きですか。



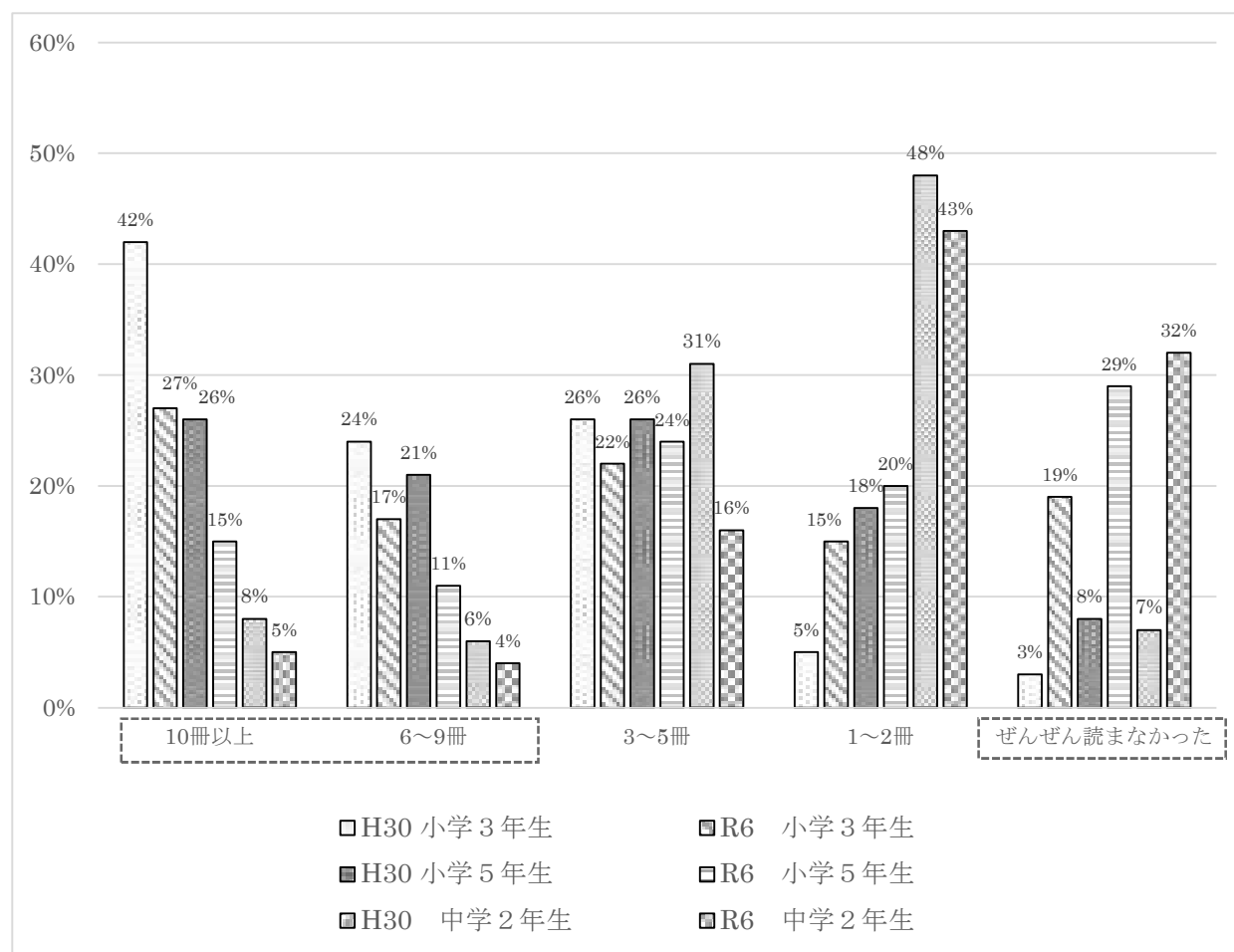
経年比較の結果、読書が好きな児童・生徒は「とても好き」・「まあまあ好き」を合わせると次のとおりで、どの年代層においても、経年比較で下回り、課題が残る結果となりました。

小学3年生 H30 83% → R6 79% - 4 ポイント

小学5年生 H30 77% → R6 66% - 11 ポイント

中学2年生 H30 75% → R6 64% - 11 ポイント

## Q2 あなたは、この 1 か月間に何冊くらい本を読みましたか。



学年が上がるにつれて読書量が減る傾向はありますが、「10 冊以上」・「6~9冊」を合わせると、小中学生とも減少傾向が見られます。どの年代層においても、経年比較で下回り、課題が残る結果となりました。

小学3年生 H30 66%→ R6 44% -22 ポイント

小学5年生 H30 47%→ R6 26% -21 ポイント

中学2年生 H30 14%→ R6 9% - 5 ポイント

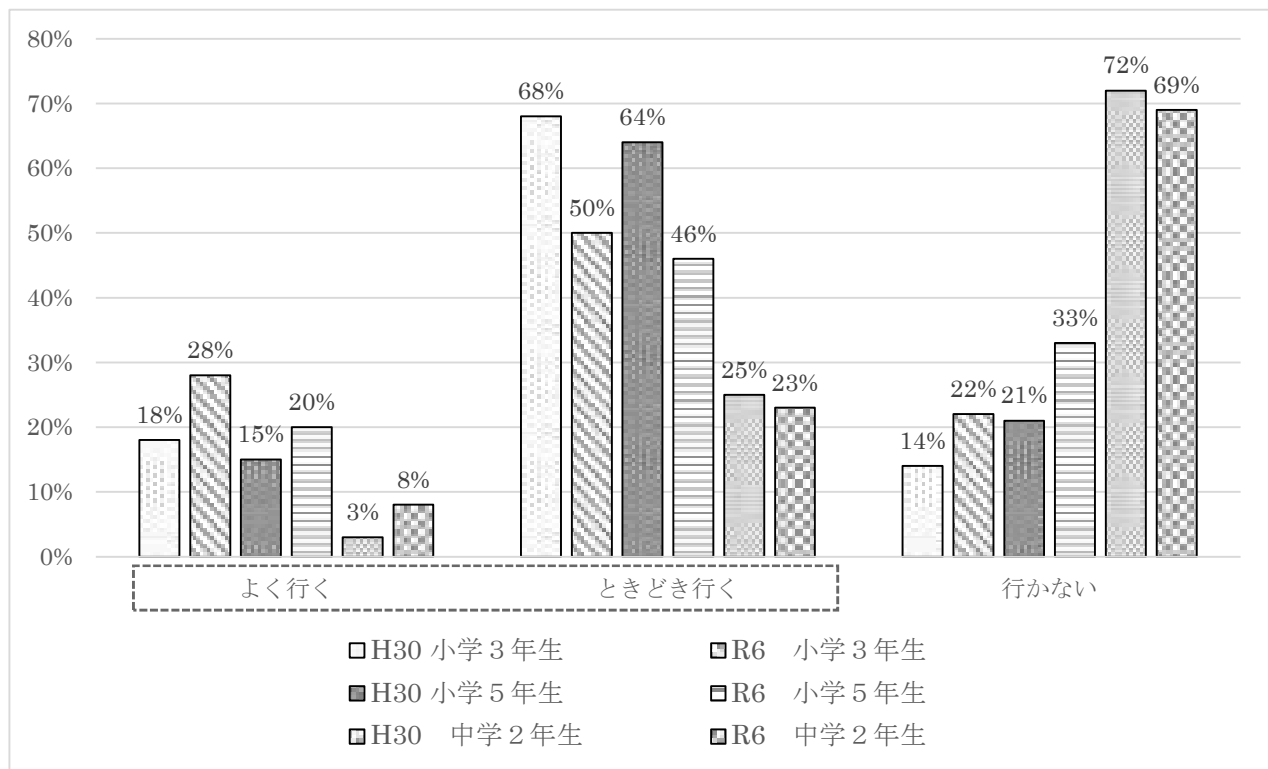
また、「ぜんぜん読まなかった」がどの年代層においても、経年比較で増加しており、不読率の増加という点においても、課題が残る結果となりました。

小学3年生 H30 3%→ R6 19% +16ポイント

小学5年生 H30 8%→ R6 29% +21 ポイント

中学2年生 H30 7%→ R6 32% +25 ポイント

**Q3 あなたは、休み時間に学校の図書室に行くことがありますか。**



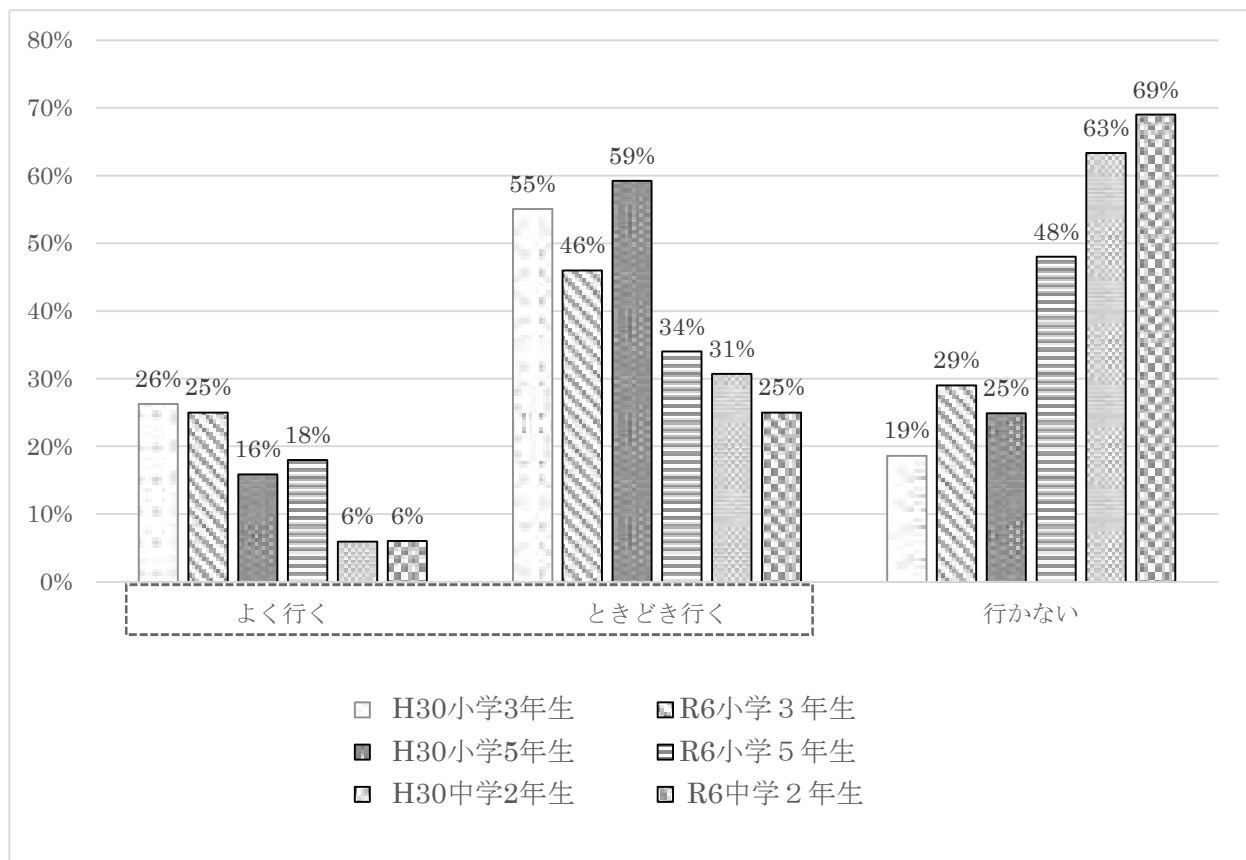
「よく行く」・「ときどき行く」を合わせた経年比較では次のとおりです。

小学3年生 H30 86%→ R6 78% - 8 ポイント

小学5年生 H30 79%→ R6 66% -13 ポイント

中学2年生 H30 28%→ R6 31% + 3 ポイント

**Q4 あなたは、市立図書館へ行くことがありますか。**



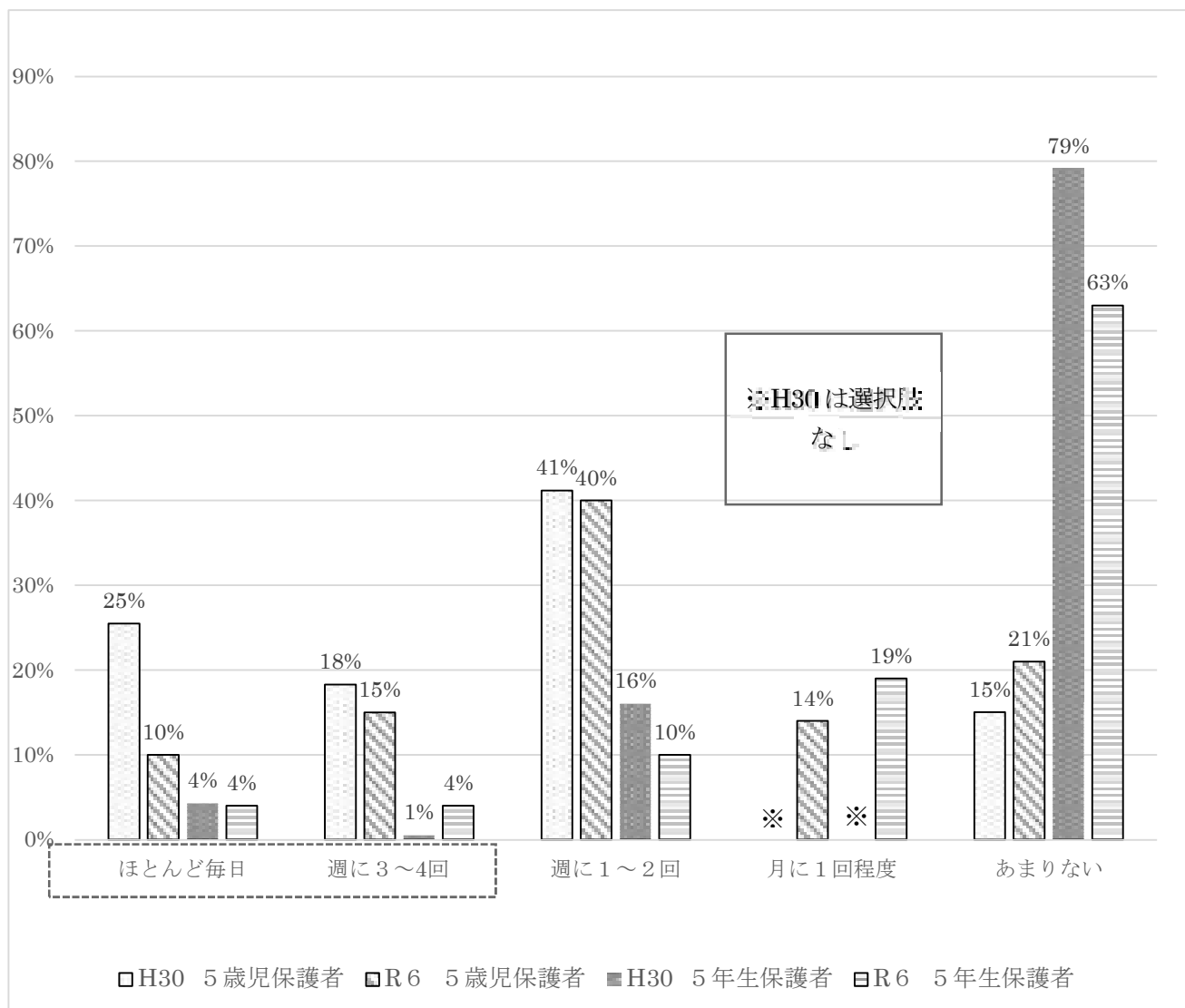
「よく行く」・「ときどき行く」を合わせた経年比較では次のとおりです。

小学3年生 H30 81%→ R6 71% -10 ポイント

小学5年生 H30 75%→ R6 52% -23 ポイント

中学2年生 H30 37%→ R6 31% - 6 ポイント

**Q5 ご家庭で、子どもと一緒に本を見たり、読んだりすることはありますか。**

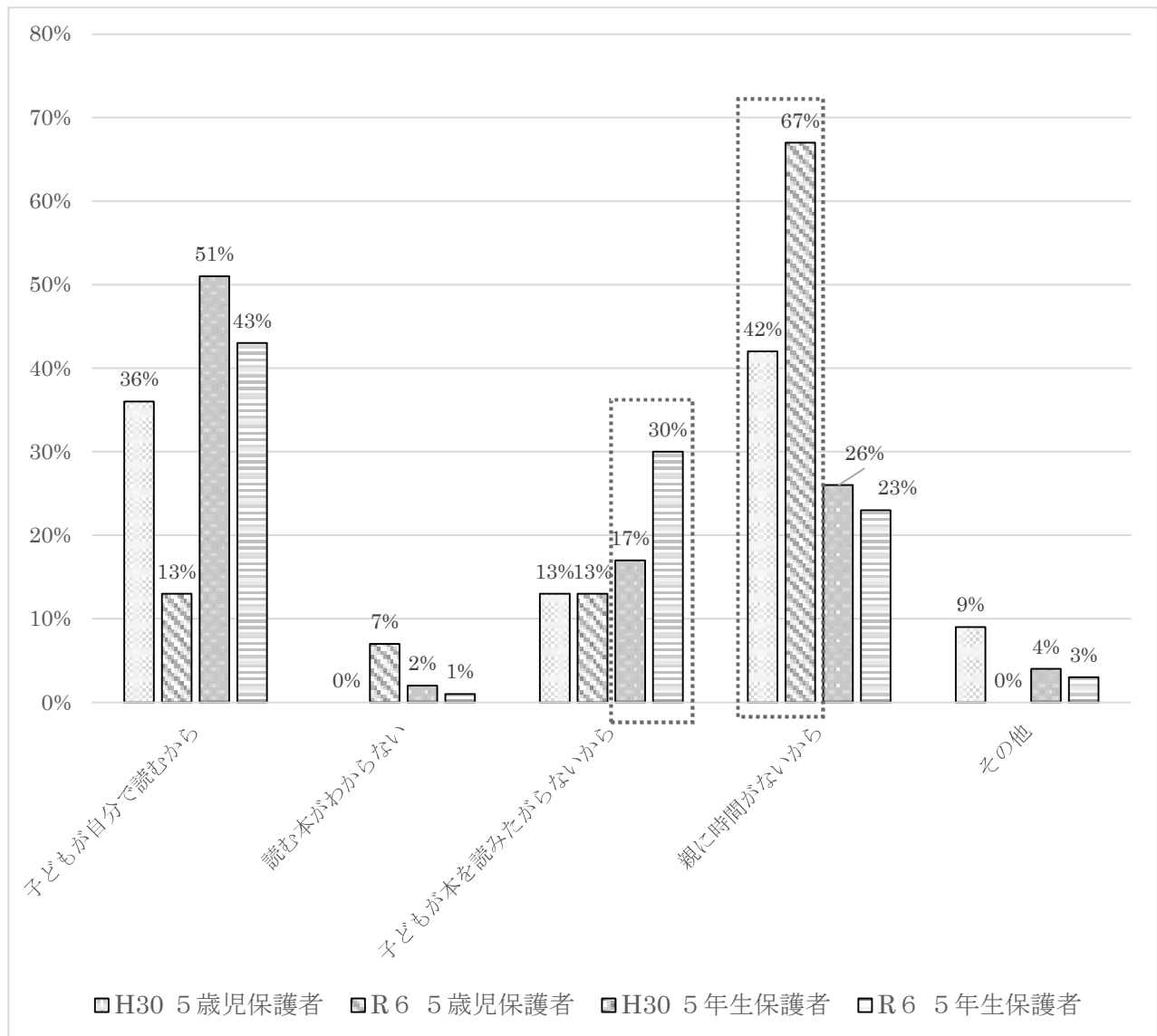


平成 30 年度の調査では「月に1回程度」の選択肢がなかったため、参考記録にはなりますが、「ほとんど毎日」・「週に3〜4回」を合わせた経年比較では次のとおりです。

5歳児保護者      H30 43%→ R6 25%      -18 ポイント

5年生保護者      H30 5%→ R6 8%      + 3 ポイント

**Q6 Q5 の質問で「あまりない」を選んだ方 その理由は何ですか。**



本を読まない理由として特徴的な経年比較は次のとおりです。

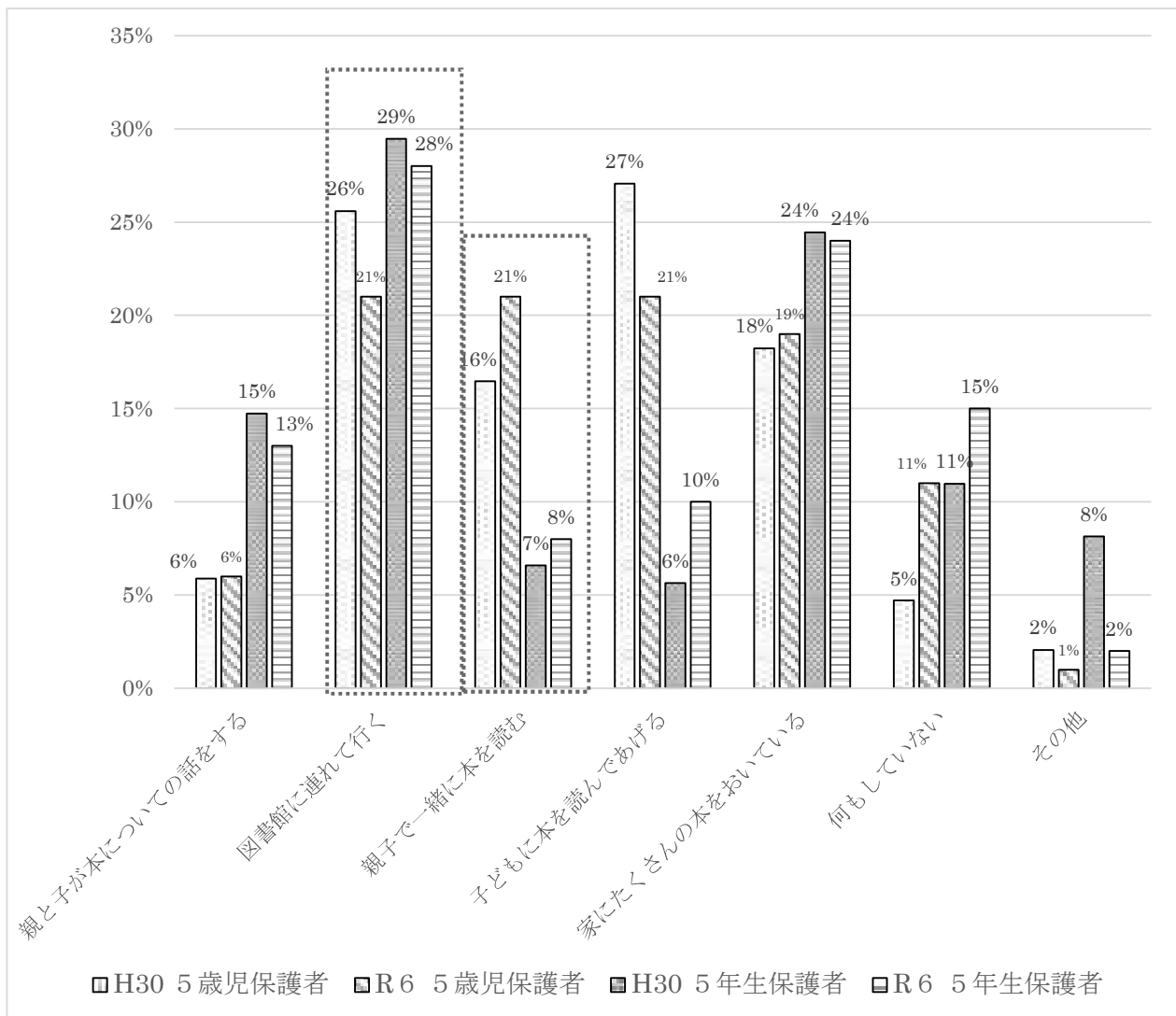
「子どもが本を読みたがらないから」5年保護者

H30 17% → R6 30% +13 ポイント

「親に時間がないから」5歳児保護者

H30 42% → R6 67% +25 ポイント

**Q7 子どもの成長には読書が大切だと言われていますが、ご家庭ではどのようなことをしていますか（複数回答）。**



上記の設問に対しての、特徴的な回答の経年比較は次のとおりです。

「図書館に連れて行く」

5歳児保護者 H30 26% → R6 21% -5ポイント

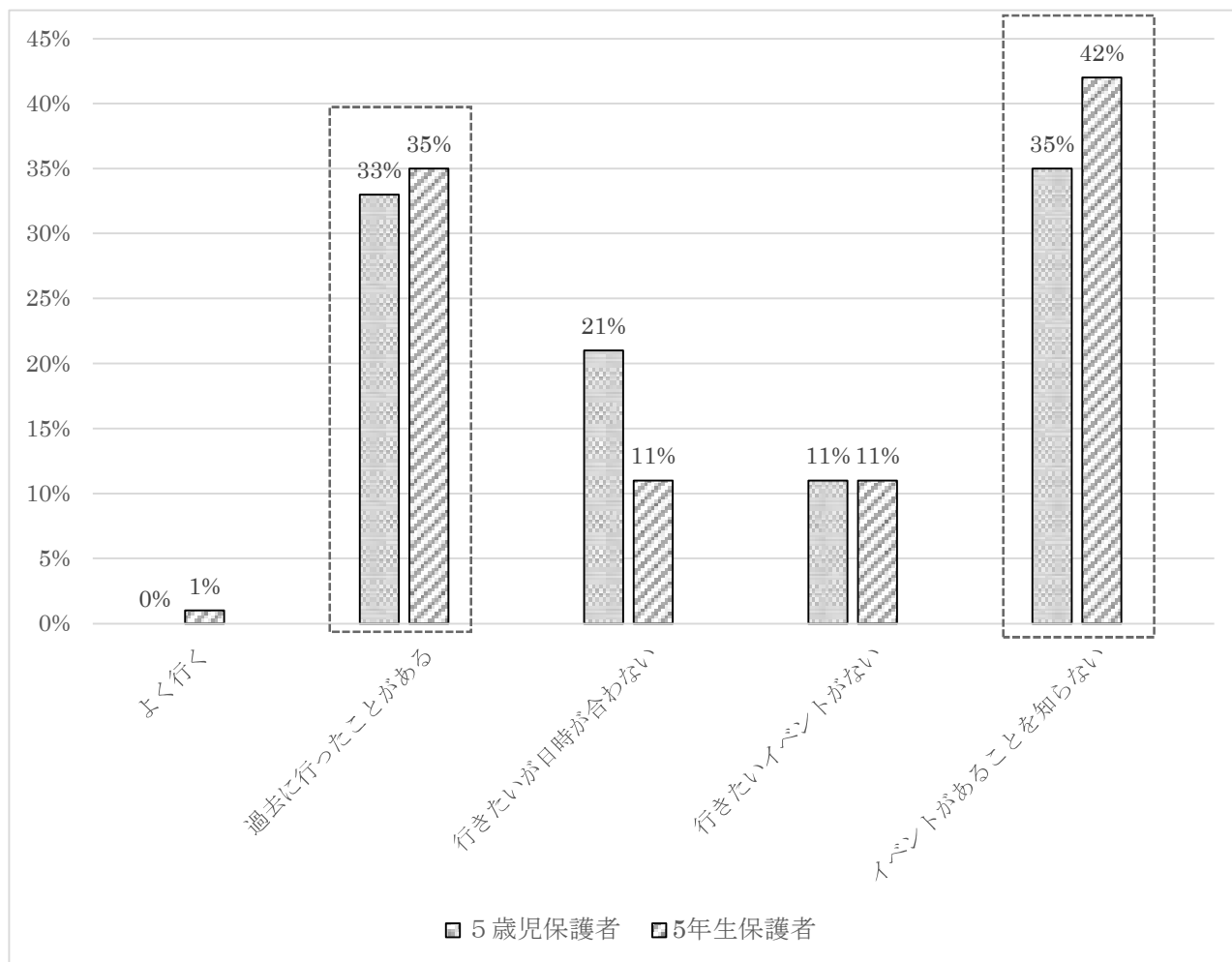
5年生保護者 H30 29% → R6 28% -1ポイント

「親子で一緒に本を読む」

5歳児保護者 H30 16% → R6 21% +5ポイント

5年生保護者 H30 7% → R6 8% +1ポイント

**Q8 市の図書館で実施するイベントに行ったことがありますか。**



上記の設問は、令和6年度の調査記録のみとなりますが、傾向としては次のとおりです。イベントの周知方法に課題が見受けられます。

「過去に行ったことがある」

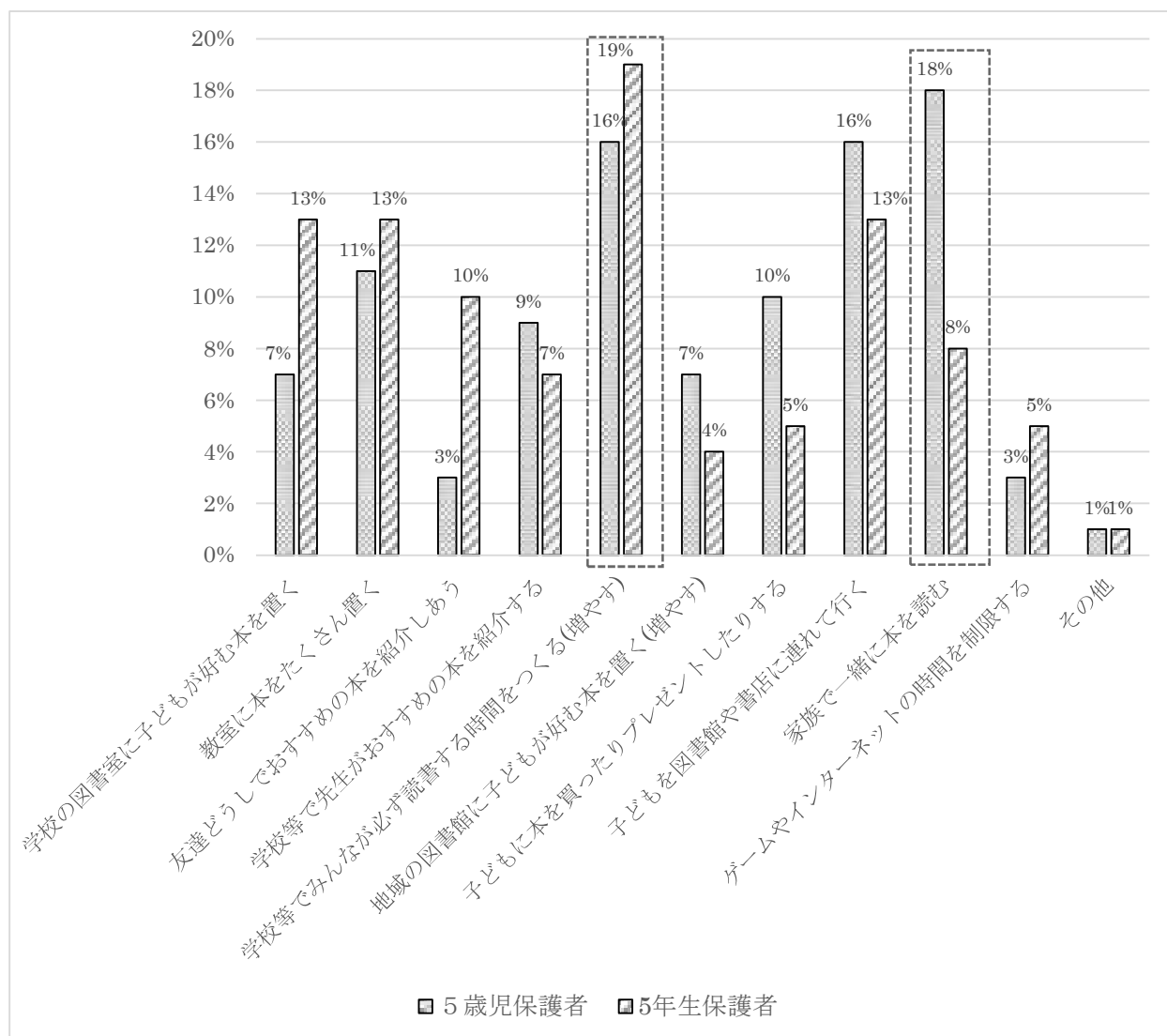
5歳児保護者 33% 5年生保護者 35%

「イベントがあることを知らない」

5歳児保護者 35% 5年生保護者 42%

Q9 お子さんがもっと本を読みたくなるようにするためには、どのようなことが有効だと思いますか。

(複数回答)



上記の設問も、令和6年度の調査記録のみとなりますが、傾向としては次のとおりです。

「学校等でみんなが必ず読書する時間をつくる」

5歳児保護者 16% 5年生保護者 19%

「家族で一緒に本を読む」

5歳児保護者 18% 5年生保護者 8%

#### 4 アンケート結果のまとめ

アンケート結果により京田辺市の子ども読書活動の現状の要点について、以下のとおり分析しました。

##### ア 読書量の減少

どの年代層においても、経年比較で下回っています。

##### イ 不読率の増加

本を全く読まない児童・生徒が増えており、読書習慣の維持が困難となっています。

##### ウ 家庭環境の影響と「親の負担感」

5 歳児保護者の「ほぼ毎日」の読み聞かせ習慣が減少しており、また「親に時間がない」と回答した保護者が急増しています。

##### エ 周知不足

図書館イベントについて「存在を知らない」という回答が4割近くに上っており、情報の届け方に改善の余地があります。

次の第3章では、これらの「読書から離れてしまった層」を掘り起こし、デジタル・アナログ双方のメリットを活かした「読書の楽しさ」を再構築するための方策について考えていきます。

### 第3章 子どもの読書活動推進のための方策

#### Ⅰ 家庭・地域における読書活動の推進

##### (1) 家庭における子どもの読書活動の推進

子育ての原点である家庭において、子どもの発達段階に応じて、読書の楽しさを知るきっかけをつくり、読書体験を豊かにすることにより、子どもは生涯にわたる読書習慣を身に付けます。

アンケート結果から「親子で一緒に本を読む」ことが大切であるという意見を踏まえて、家庭での読書活動の支援策として、市立図書館や乳幼児健診での「親子読書」、パンフレットや絵本リストの配布、市立図書館での子どもの本に関する講座やおはなし会、子ども向け行事の開催、「子育て訪問事業での絵本プレゼント事業」を通して、啓発活動を推進します。

また、アンケートで「市立図書館のイベントの認知度が低い」という課題が明確になったため、ホームページや広報に加えて、市公式 SNS や子育て世帯向け SNS を活用し、情報発信を強化します。

##### (2) 地域社会における読書活動の推進

子どもが読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じて、家庭や学校、図書館、地域の分館公民館など、相互の効果的な連携により、地域社会全体で子どもの読書活動を推進します。

##### ア PTAを対象とした読書活動

子どもの読書活動を充実したものにするために、小中学校や幼稚園・保育所(園)・認定こども園において、PTA・保護者会と連携し、本には想像力を豊かにする力があることを伝え、本の与え方や親と子が同じ本を一緒に読む「親子読書」のあり方を学習するなど、保護者の理解促進に努めるとともに、読書活動の推進を盛り込んだ子育てセミナーや研修会を開催します。

##### イ 地域住民による読書活動

各地域において、子どもが本と出合うきっかけづくり、読書に親しむ機会の提供を行うため、分館公民館を活用して取り組む「地域の居場所づくり事業」の活動を通して、地域社会全体で子どもの読書活動を推進します。

## ウ 移動図書館による読書活動

移動図書館の巡回は、地理的に市立図書館から離れた地域や、市立図書館に来ることが困難な状況にある人々にも、読書や学習の機会を提供し、本の貸出しや返却、予約、情報提供（レファレンスサービス）といった図書館サービスを、顔が見える関係の中で行うことを目的に行っています。本市においては、現在、移動図書館を市内 22 か所、社会福祉施設（洛南寮）、留守家庭児童会に巡回し、子どもの読書活動を推進しています。

今後、移動図書館活動を地域社会における読書活動の推進のため、分館公民館の「地域の居場所づくり事業」とタイアップを図り、図書館司書による本の内容やおすすめの本の紹介等を通して、地域社会の読書活動の活性化を図ります。

## 2 学校等における読書活動の推進

### (1) 学校の役割と取組

読書活動は、言語を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。教育活動全体を通して読書活動に取り組むとともに、市立図書館との連携を図り、家庭やボランティアなどの支援や協力を得ながら、読書活動の充実のための取組を進めます。

#### ア 教育活動での取組

教育活動において、児童・生徒が本に親しみ積極的に学校図書室を利用する姿勢や能力を身に付けさせることが大切です。また、教室内の学級文庫を活用して、読書活動を推進する活動も効果的です。

そのために、次のような取組を進めます。

- 朝読書、読み聞かせ、ビブリオバトル等
- 図書クイズ大会
- 全校読書デーの実施
- 教職員によるおすすめ本紹介
- 読書目標の設定
- 学級文庫の整備・活用

- 教科指導における読書への取組、調べ学習やその方法
- 児童・生徒による図書委員会活動の指導

## イ 学校図書室の環境整備等

学校図書室は、児童・生徒の「読書センター」、「学習・情報センター」及び「心の居場所」としての機能を持つとともに、学校教育に必要な資料の収集、整理、保存及び供用を行い、読書活動や学習活動に効果的に活用できるよう、環境整備を推進します。

- 本を選んで読む経験、読書に親しむ習慣、読書を楽しむ心を育てる場としての読書センター機能の充実
- 児童・生徒の新たな探究心を育てるための学習・情報センター機能の充実
- 児童・生徒が自分の存在を実感できるような環境づくりや自由な読書のためのスペースとしての心の居場所機能の充実
- 「学校図書館図書標準」を基にした蔵書の充実
- 配架やディスプレイに工夫を凝らした施設・設備の整備
- 学校図書室の情報データベースシステムの活用

## ウ 市立図書館と司書教諭、学校司書との連携

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や児童・生徒の読書活動に対する指導について中心的な役割を担います。学校司書は、市内12小中学校を巡回して児童・生徒の学校図書室の環境整備や図書室の本の貸出しなどの読書活動の推進を担います。

両者に、図書館司書が加わり、京田辺市学校図書館教育関係者等連絡協議会を開催し、児童・生徒の読書意欲や関心を高めるための取組等について意見交流を行い、連携を深めます。

## エ 教職員へのサポート機能

教科指導のための参考文献や教材として利用できる図書を収集するとともに、レファレンスサービス（参考調査）により教職員の支援機能の充実を図ります。

## オ 教職員の研修の充実と研修体制の整備

学校における読書活動の充実を図るために、各学校においては司書教諭が中心となり、校内研修や研究会などを通じて、教職員の資質向上を図るとともに、市内各学校の実践について交流するなど、積極的に研修活動を推進します。

## カ 学校図書室運営におけるボランティアとの連携

学校図書室の運営を一層充実させるためには、ボランティアなどの参加と協力が必要です。

児童・生徒が本に親しみ、読書を楽しむきっかけ作りのため、以下のような活動を進めます。

- 読み聞かせ、ブックトーク、ストーリーテリング等
- 学校図書室での本の整備等
- ボランティアと児童・生徒との交流

## キ 国立国会図書館国際子ども図書館・府立図書館との連携や ICT 活用の充実

学校において、調べ学習を行う際に、児童・生徒による効果的な情報収集を進めます。

- 国立国会図書館国際子ども図書館や府立図書館における「学校図書館セット貸出し」の活用
- 国立国会図書館で収集・保存しているデジタル資料を検索・閲覧できる国立国会図書館デジタルコレクションサービスの活用

例えば、社会科の調べ学習において、タブレット端末等の ICT 機器を活用した、児童・生徒による効果的な学習を進めます。

## (2) 幼稚園・保育所(園)・認定こども園の役割と取組

乳幼児期の読書体験は人間形成に不可欠なものです。絵本や物語を通じて、想像する楽しさを味わえる温かい読書環境を整備し、保護者に対し、読み聞かせの重要性を普及させるための情報発信を強化します。

### ア 市立図書館の利用

絵本、紙芝居などの貸出しについての連携を図るとともに、催しなどへの子どもの参加を促進します。

### イ 小学校や中学校との交流

児童生徒による子どもたちへの読み聞かせによる交流を図ります。

### ウ 職員研修の充実

職員を対象とした読書活動に関する研修の開催を通じて、職員の資質の向上に努め、実践に生かします。

## エ 絵本コーナーの充実

年齢に応じて選んだ本を配置し、いつでも手に取り、触れたり見たりできる環境づくりに取り組みます。

## オ ボランティアとの連携

お話ボランティアと、幼稚園・保育所（園）・認定こども園との連携を進め、いろいろな人に関わる中で、絵本の読み聞かせや言葉への意識付けなどの読書活動を進めます。

## カ 家庭への啓発

絵本の紹介や読み聞かせの方法を分かりやすく保護者に手紙や掲示板などで知らせ、乳幼児期の読書の大切さを配信するとともに、貸出絵本を通して、家庭読書の機会を提供します。

なお、施設の改修や新設に当たっては、新設の図書コーナーの充実を図るとともに、市立図書館司書のアドバイスを受け、子どもの成長段階に合わせた絵本や紙芝居等の選書や、興味・関心が持てるような本の並べ方などの工夫をします。

## 3 市立図書館における読書活動の推進

市立図書館では、専門の職員を配置して、人と本を結びつけるための相談に応じています。子どもの読書活動を推進するため、次のような取組を進めます。

### (1) 図書資料の充実及び児童向けサービスの展開

子どもたちが自由に図書を選択し、読書の楽しみを知るためには、豊富な資料が必要です。

全ての子どもたちが読書に親しめるように様々なサービスの展開を行います。

- 図書資料、読書相談、レファレンスサービスの充実
- 専門職員の育成及び資質の向上
- 児童コーナーの充実及び子ども向けディスプレイ等の研究
- 移動図書館業務の推進
- 点字絵本やLLブックの充実など、障がいのある子どもへのサービスの展開
- 多文化を知る資料の充実及び利用の促進
- 児童向け事業等の情報発信の強化

## **(2) 図書館に親しみを持ち、読書の楽しみを知ってもらう事業等の開催**

子どもたちが読書に興味を持ち、読書の楽しみを知るきっかけを作るために、次のような事業を行います。

- おはなし会、映画会、子ども向け行事の開催
- 読み聞かせのスキルアップ、子どもと本に関する講座の開設
- 地域子ども文庫や読み聞かせボランティアへの支援
- 乳幼児の読書相談及び本選びへの支援
- 「おすすめ本」の紹介や季節に合わせた展示
- 子ども向け「としょかんだより」の発行

## **(3) 学校関係機関等との連携**

子どもたちの読書活動充実のため、学校や子どもに関わる様々な機関との連携を図ります。

- 学校・幼稚園・保育所(園)・認定こども園での読書活動に関連する資料の貸出しや助言
- 幼稚園・保育所(園)・認定こども園のイベントの団体利用や小学生の図書館見学、また、中学生の職場体験学習の受入れ
- 高等学校の調べもの学習の受入れ
- おはなし会、同志社大学・同志社女子大学のサークルとの連携
- 司書教諭及び学校司書との情報交換

## **(4) 図書館司書による読書活動の推進**

図書館司書は子どもたちのニーズに応じた資料の選書・収集に加えて、子どもたちの問い合わせに対して分かりやすく対応するため、専門知識に基づいたレファレンス業務やイベントの企画・運営、広報活動、さらには、郷土資料の保存・発信等を行い、読書活動の推進を図ります。

## **(5) 情報提供等**

市立図書館での読書活動を更に進めていく上で、次のような取組を行います。

- インターネットの活用による情報提供の充実
- 市広報紙・生涯学習だより・図書館ホームページ、SNS 等を活用した各種事業案内
- 保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校を通じた、図書館主催イベントのチラシ配布

#### **(6) 読書ボランティアの養成**

子どもたちの読書活動を推進するため、読み聞かせや本の修理などの読書ボランティアの養成・研修を行います。

### **4 子どもに関わる施設・団体等の読書活動の推進**

児童館・地域子育て支援センター・子育てひろば等、子どもに関わる施設においては、図書コーナーの設置や読み聞かせなどを実施し、母子保健事業における各種健診や乳幼児相談事業においては、自由に本を手にとれる環境を提供します。具体的な例を3点紹介します。

#### **(1) 子育て支援課の取組**

子育て支援課では、「産前・産後サポート事業デイサービス（集団）型事業（はぐはぐカフェ）」を実施しています。妊娠 20 週以降の妊婦、生後 1 年未満の乳児及びその保護者を対象に、参加者同士の交流を行うことを目的として、市立中央図書館集会室において、図書館職員から絵本の話を聞く機会を設けています。

#### **(2) 南山こどもセンターの取組**

南山こどもセンターでは、小学校の長期休業期間中、来館する児童に午前10時までは読書や勉強に取り組むよう指導を行うとともに、図書の充実に力を入れ、読書環境の整備・推進に努めます。

#### **(3) 南部まちづくりセンター（ミライロ）の取組**

令和4年に開所した市立南部まちづくりセンター（愛称：ミライロ）では、様々な読書に対する取組を行っています。

○ まちライブラリー

まちライブラリーとは、本を通じて人と人とが繋がることを目的とした取組です。まちライブラリーの蔵書は、全て住民がメッセージカードを付けて寄贈されたものです。

○ 本棚オーナー制度

まちライブラリーでは、誰かに薦めたい本を置くことができる本棚オーナー制度を実施し、本だけではなく、ポップや小物を置くこともでき、読書活動の推進に役立っています。

その他、地域において、子育てや子どもの読書活動を推進する団体などの活動に対しても、情報の提供や協力・支援に努めます。

- 留守家庭児童会、児童館での読書活動の推進
- 健診・乳幼児相談事業などでの支援
- 地域子育て支援センター・育児サークルへの情報提供と支援
- 地域・家庭文庫への情報提供と支援
- 読書ボランティアによる活動の推進

## 5 効果的な読書活動の推進

### (1) 「子ども読書の日」「読書週間」を中心とした取組

「子ども読書の日」(4月 23 日)や春と秋の「読書週間」は、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書意欲を高めるために設けられたものです。

家庭や学校それぞれの機関において、これらの趣旨にふさわしい活動に取り組むことができるよう、情報の提供等啓発活動を推進します。

- おはなし会、ブックトーク、読書会の開催
- 絵本リスト、「おすすめ本」のリスト作成・利活用
- 図書テーマ展示の開催
- 読書に関する情報紙の発行
- 市広報紙等の活用

## (2) 京都府等の読書活動に関する各種情報の収集・提供

子どもの読書活動を効果的に推進するために、関係機関・団体等の情報を広く収集し、情報提供するなど、広報活動を推進します。

- 子ども読書活動指導者研修会
- 子ども読書フォーラム
- 本のポップカードコンテストや子ども読書本のしおりコンテスト・巡回展示
- その他、子ども読書に関わる各種事業

## 6 デジタル社会に対応した読書環境の整備

近年、子どもの読書活動においてデジタルコンテンツの利用が急速に進展しています。特に、GIGAスクール構想の推進により、学校現場での ICT 環境が整備され、デジタル教材や電子書籍が普及しています。こうした社会環境の変化を踏まえ、新たな読書環境に対応した読書活動を推進します。

### (1) 学校図書室の情報データベースの活用

高度情報化社会の中で、学校図書室が十分に機能を果たすために、学校図書室の蔵書はデータベース化されていますが、まだ効果的に活用しきれていないことが課題となっています。児童・生徒の多様な興味・関心に応じた情報収集の手助けとなるよう、書籍情報の収集・選択の有効活用を進めます。

### (2) 読書環境の整備

GIGAスクール構想により、1人1台の端末、通信ネットワーク環境を整備したことにより、学校図書室を含む学校内のどこにいても、学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境が充実しました。これにより、同じものを複数の児童・生徒が閲覧することも可能となり、探究的な学習がより効果的に行われます。

児童・生徒のタブレット端末を活用して、感染症等の拡大時においても、自宅等にしながら、読書や資料を調べることができ、さらには、本の読み聞かせや本の紹介等の読書に関する情報を配信することによって読書活動の推進を図ります。

### (3) デジタルコンテンツの利便性と紙媒体の良さを取り入れた取組

デジタルコンテンツには、同時に複数の人が閲覧でき、場所を取らず、読みたい本をその場ですぐ読めるといった利便性があります。一方で、紙媒体には、手触りや本をめくる音などを感じるなど、五感を使った読書体験をすることで、本を読んでいる感覚が得られやすいという良さがあります。就学前の子どもが読む絵本においては、ストーリーに応じて判の大きさを変えることができ、物語の世界に入っていくやすいという利点もあります。

今後の展望としては、デジタルコンテンツの利便性と紙媒体の読書で培われる体験を両立させながら、バランスの取れた読書環境が求められます。

以上のように、デジタルコンテンツは子どもの読書活動において多くの可能性を秘めていますが、その活用には個人情報に対する配慮や著作権等の取り扱いで注意が必要です。

デジタルコンテンツを含めた読書の定義の見直しを進めるとともに、有効活用するための情報活用能力の育成を推進します。

### むすびに

本計画を効果的に推進するために、京田辺市学校図書館教育関係者等連絡協議会等において、司書教諭、学校司書、図書館司書が積極的に意見交流を行い、京田辺市教育委員会が中心となり、関係機関・団体の連携・協力関係をさらに強化できるように取り組みます。

また、すべての子どもを対象に、乳幼児期から本などに触れる機会を持たせることが、その後の読書活動の充実に大きく影響するという認識から、行政と家庭・学校・地域が一体となった取組を進めるとともに、就学前施設での活動や、市立図書館のイベント等を、より活用してもらうための情報発信にも工夫することが重要であると考えます。

さらに、本計画の進捗状況について、図書館協議会や社会教育委員会議などにおいても意見を求めながら、定期的に状況把握に努めることで、子どもの読書活動を効果的に推進します。



## 第3次 京田辺市子ども読書活動推進計画

令和8年6月発行

京田辺市教育委員会

所在地：京都府京田辺市田辺80番地

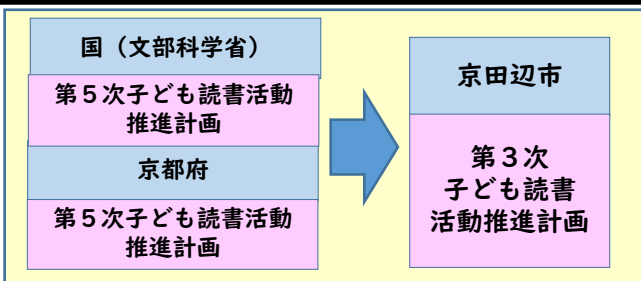
電 話：0774-64-1394

# 第3次京田辺市子ども読書活動推進計画 (案)

【概要版】

## 第1章 計画策定の趣旨

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」第8条に基づく国の基本計画「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び第9条第2項に基づき策定。また、京都府子ども読書推進計画（第5次推進計画）を受けて策定。
- 計画の期間は、令和8年度（2026年度）からのおおむね5年間とし、社会情勢の変化や本計画の成果等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを実施



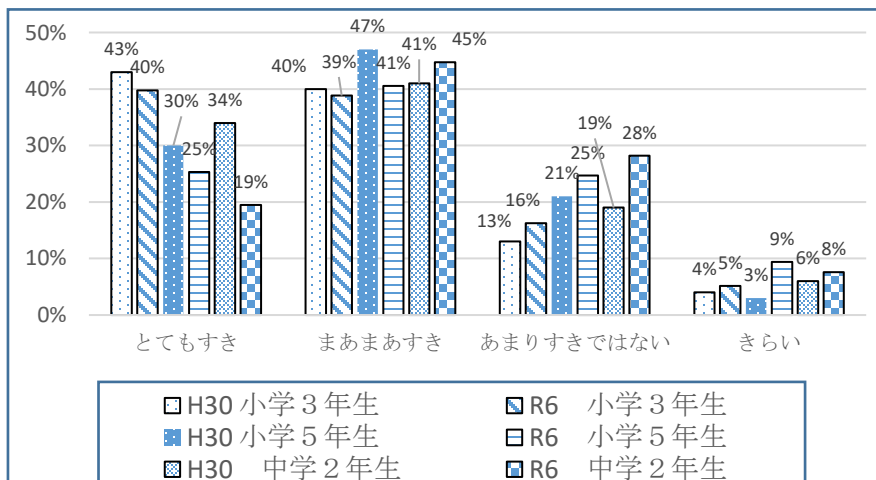
### 4つの基本方針

- 家庭・地域における読書活動の推進
- 学校等における読書活動の推進
- 市立図書館における読書活動の推進
- 子どもに関わる施設・団体等の読書活動の推進

## 第2章 京田辺市における子ども読書活動の現状

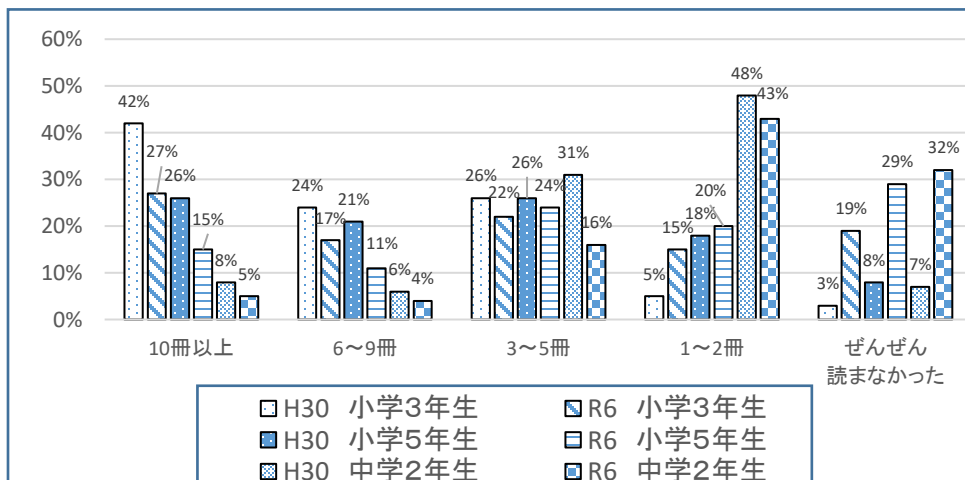
### 子ども読書活動の現状

#### Q1 あなたは、本を読むのが好きですか。



読書が好きな児童・生徒はどの年代層においても、経年比較で下回り、課題が残る結果となりました。

#### Q2 あなたは、この1か月間に何冊くらい本を読みましたか。



どの年代層においても、経年比較で読書量が下回るとともに、「全然読まなかった」も増加傾向になり、不読率という点においても課題が残る結果となりました。

## 第3章 子どもの読書活動推進のための方策

### 1 家庭・地域における読書活動の推進

#### (1) 家庭における子どもの読書活動の推進

＜市立図書館における家庭への支援＞

子どもの本に関する講座やおはなし会子ども向け行事の開催

＜子育て支援課における家庭への支援＞

「子育て訪問事業での絵本プレゼント事業」を通して、啓発活動の推進

#### (2) 地域社会における読書活動の推進

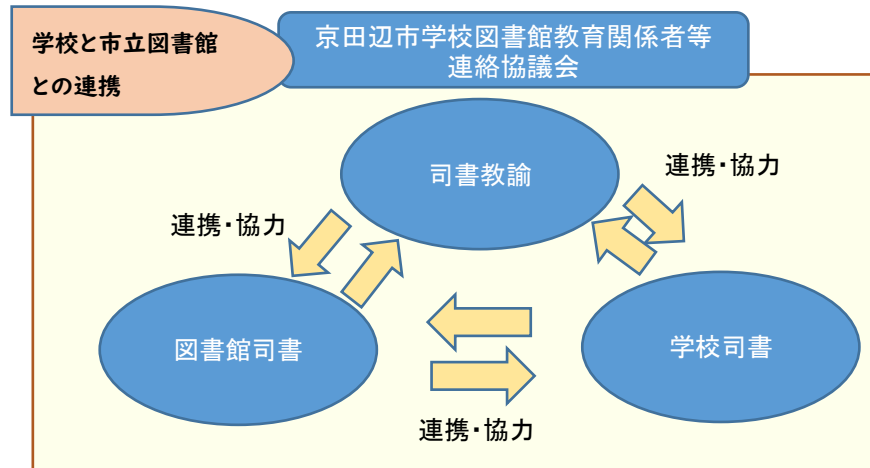
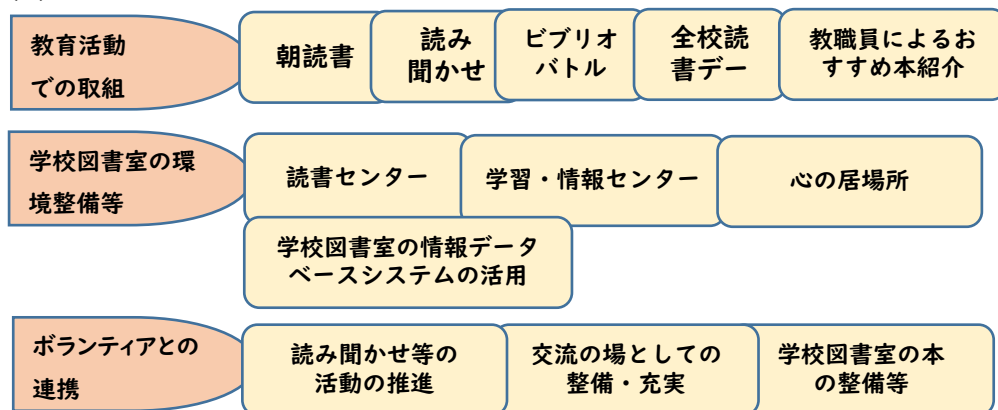
＜PTAを対象とした読書活動＞ 親子読書の推奨、子育てセミナーの開催

＜地域住民による読書活動＞ 地域の居場所づくり事業の開催

＜移動図書館による読書活動＞ 移動図書館巡回時に分館公民館の事業の開催等

### 2 学校等における読書活動の推進

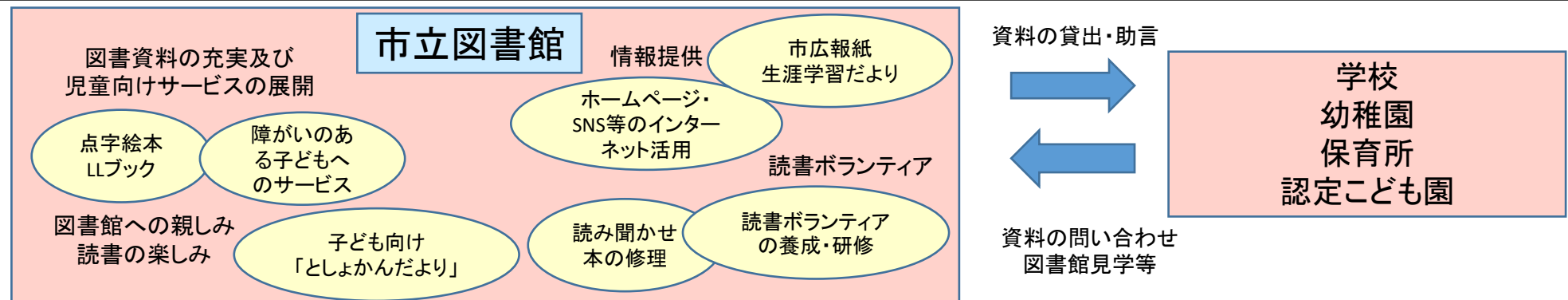
#### (1) 学校の役割と取組



#### (2) 幼稚園・保育所(園)・認定こども園の役割と取組

- ・ 小学校や中学校との交流(児童生徒による子どもたちへの読み聞かせによる交流)
- ・ 職員研修の充実(職員を対象とした読書活動に関する研修の開催)
- ・ 絵本コーナーの充実(年齢に応じて選んだ本を配置、いつでも手に取り、触れたり見たりできる環境づくりの促進)
- ・ ボランティアとの連携(お話ボランティアとの連携、絵本の読み聞かせや言葉への意識付けなどの読書活動の推進)
- ・ 家庭への啓発(絵本の紹介や読み聞かせの方法などを手紙や掲示板などで知らせ、乳幼児期の読書の大切さを配信し、貸出絵本を通して、家庭読書の機会を促進)

### 3 市立図書館における読書活動の推進



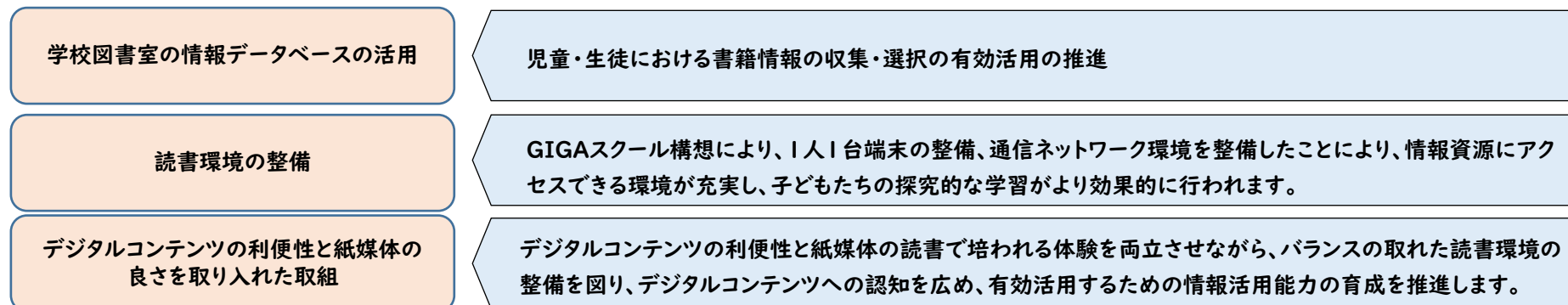
### 4 子どもに関わる施設・団体等の読書活動の推進

- (1) 子育て支援課の取組（「産前・産後サポート事業デイサービス（集団）型事業（はぐはぐカフェ）」の実施）
- (2) 南山こどもセンターの取組（来館する児童に午前10時までは読書や勉強に取り組むよう指導、読書環境の整備・推進）
- (3) 南部まちづくりセンター（ミライロ）の取組（まちライブラリー、本棚オーナー制度の取組）

### 5 効果的な読書整備の推進

- (1) 「子ども読書の日」「読書週間」を中心とした取組（おはなし会、ブックトーク、読書会の開催、絵本リスト、「おすすめ本」のリスト作成・利活用等）
- (2) 京都府等の読書活動に関する各種情報の収集・提供（子ども読書活動指導者研修会、本のポップカードコンテストや子ども読書本のしおりコンテスト・巡回展示等）

### 6 デジタル社会に対応した読書環境の整備



## 議案第 37 号

### 京田辺市学校教育審議会委員の委嘱について

京田辺市学校教育審議会設置条例（令和 3 年京田辺市条例第 4 号）第 3 条の規定により、別紙の者を京田辺市学校教育審議会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 26 日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

#### （提案理由）

本件は、京田辺市学校教育審議会委員のうち、辞職の願いがあった委員について辞職を承認するとともに、その委員及び選任要件を満たさなくなった委員について、それぞれの後任委員として、別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は令和 8 年 6 月 29 日から残任期間である令和 9 年 6 月 28 日まで。

## 別紙

### 辞職を承認する者

| 委員区分         | 氏名     | 備考      |
|--------------|--------|---------|
| 京田辺市立小・中学校長  | 上原 正章  | 草内小学校校長 |
| 京田辺市立小・中学校教頭 | 大西 めぐみ | 培良中学校教頭 |

### 選任要件を満たさなくなった者

| 委員区分             | 氏名     | 備考                |
|------------------|--------|-------------------|
| 地域を代表する者         | 関 守    | 京田辺市区・自治会長連絡協議会役員 |
| 京田辺市P T A連絡協議会委員 | 吉田 美世子 | 三山木小学校P T A会長     |
| 京田辺市P T A連絡協議会委員 | 久保 望美  | 田辺中学校P T A会長      |

### 委嘱する者

| 委員区分             | 氏名    | 備考                |
|------------------|-------|-------------------|
| 地域を代表する者         | 礪田 俊一 | 京田辺市区・自治会長連絡協議会委員 |
| 京田辺市P T A連絡協議会委員 | 川 寄 梓 | 松井ヶ丘小学校P T A会長    |
| 京田辺市P T A連絡協議会委員 | 川南 旭洋 | 田辺中学校P T A会長      |
| 京田辺市立小・中学校長      | 澤田 昌宏 | 田辺東小学校校長          |
| 京田辺市立小・中学校教頭     | 鳴海 真平 | 培良中学校教頭           |

# 参考資料

## 京田辺市学校教育審議会 委員名簿

| 氏名      | 委員区分               | 任期                   | 委嘱・任命の別 | 新任・再任の別 | 備考  |
|---------|--------------------|----------------------|---------|---------|-----|
| 沖 田 行 司 | 学識経験を有する者          | R7.6.29 ～<br>R9.6.28 | 委嘱      |         | 会長  |
| 小長谷 直樹  | 学識経験を有する者          | R7.6.29 ～<br>R9.6.28 | 委嘱      |         | 副会長 |
| 磯 田 俊 一 | 地域を代表する者           | R8.6.29 ～<br>R9.6.28 | 委嘱      | 新任      |     |
| 川 寄 梓   | 京田辺市 P T A 連絡協議会委員 | R8.6.29 ～<br>R9.6.28 | 委嘱      | 新任      |     |
| 川 南 旭 洋 | 京田辺市 P T A 連絡協議会委員 | R8.6.29 ～<br>R9.6.28 | 委嘱      | 新任      |     |
| 澤 田 昌 宏 | 京田辺市立小・中学校校長       | R8.6.29 ～<br>R9.6.28 | 委嘱      | 新任      |     |
| 森 本 克 美 | 京田辺市立小・中学校校長       | R7.6.29 ～<br>R9.6.28 | 委嘱      |         |     |
| 宮 本 剛 志 | 京田辺市立小・中学校教頭       | R7.6.29 ～<br>R9.6.28 | 委嘱      |         |     |
| 鳴 海 真 平 | 京田辺市立小・中学校教頭       | R8.6.29 ～<br>R9.6.28 | 委嘱      | 新任      |     |
| 島 谷 千 織 | 京田辺市民生児童委員協議会委員    | R7.6.29 ～<br>R9.6.28 | 委嘱      |         |     |
| 浦 田 寛 子 | 公募による者             | R7.6.29 ～<br>R9.6.28 | 委嘱      |         |     |
| 津熊 加与子  | 公募による者             | R7.6.29 ～<br>R9.6.28 | 委嘱      |         |     |
| 岩 井 秀 世 | 教育委員会が適当と認める者      | R7.6.29 ～<br>R9.6.28 | 委嘱      |         |     |

# ○京田辺市学校教育審議会設置条例

令和3年3月29日

条例第4号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に京田辺市学校教育審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) 学校教育の振興に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じた場合は、新たな委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

- 2 前条第3項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

- 2 臨時委員は、学識経験を有する者等のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、教育長が招集する。

2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第8条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

# ○京田辺市学校教育審議会運営規則

令和3年3月30日

教育委員会規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市学校教育審議会設置条例（令和3年京田辺市条例第4号）第10条の規定に基づき、京田辺市学校教育審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、京田辺市教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域を代表する者
- (3) 京田辺市PTA連絡協議会委員
- (4) 京田辺市立小・中学校長
- (5) 京田辺市立小・中学校教頭
- (6) 京田辺市民生児童委員協議会委員
- (7) 公募による者
- (8) その他教育委員会が適当と認める者

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長の発議により、出席委員の半数以上の多数で議決した場合は、非公開とすることができる。

(会議録の作成)

第4条 会長は、会議ごとに次に掲げる事項について会議録を作成するものとする。

- (1) 開会の日時及び出席者の氏名
- (2) 議題及び審議の経過概要
- (3) その他会長が必要と認めた事項

2 会議録を公開することについては、前条の規定に準じる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会

長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和５年６月２１日教委規則第１１号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 議案第 38 号

### 京田辺市いじめ防止対策推進委員会委員の委嘱について

京田辺市いじめ防止対策推進委員会設置条例（平成 26 年京田辺市条例第 23 号）第 3 条の規定により、別紙の者を京田辺市いじめ防止対策推進委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 26 日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

#### （提案理由）

本件は、京田辺市いじめ防止対策推進委員会の委員のうち、辞職の願いがあった委員について辞職を承認するとともに、その後任委員として別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和 8 年 6 月 26 日から残任期間である令和 9 年 6 月 30 日まで。

## 別紙

### 辞職を承認する者

| 委員区分                | 氏名    | 備考                |
|---------------------|-------|-------------------|
| 京田辺市立中学校に通学する生徒の保護者 | 有田 麻貴 | 京田辺市PTA連絡協議会 本部役員 |
| 京田辺市立小学校の教職員        | 荻野 綾  | 京田辺市立桃園小学校長       |

### 新たに委嘱する者

| 委員区分                | 氏名    | 備考                |
|---------------------|-------|-------------------|
| 京田辺市立中学校に通学する生徒の保護者 | 岡本 雅美 | 京田辺市PTA連絡協議会 本部役員 |
| 京田辺市立小学校の教職員        | 上原 正章 | 京田辺市立草内小学校長       |

## 京田辺市いじめ防止対策推進委員会 委員名簿

| 氏 名   | 委員の構成                                     | 任 期                     | 委嘱・任命の別 | 新任・再任の別 | 備考  |
|-------|-------------------------------------------|-------------------------|---------|---------|-----|
| 柳澤 彰紀 | 教育に関する学識経験を有する者<br>(同志社大学教授)              | R7. 7. 1～<br>R9. 6. 30  | 委嘱      |         | 会長  |
| 加福 雅和 | 弁護士                                       | R7. 7. 1～<br>R9. 6. 30  | 委嘱      |         | 副会長 |
| 岩井 秀世 | 公認心理師又は臨床心理士<br>(公認心理士)                   | R7. 7. 1～<br>R9. 6. 30  | 委嘱      |         |     |
| 迫田 和代 | 福祉・人権に関する有識者<br>(主任児童委員)                  | R7. 7. 1～<br>R9. 6. 30  | 委嘱      |         |     |
| 曾我 和博 | 福祉・人権に関する有識者<br>(京都府宇治児童相談所長)             | R7. 7. 1～<br>R9. 6. 30  | 委嘱      |         |     |
| 岡本 雅美 | 教育委員会が必要と認める者<br>(京田辺市 PTA 連絡協議会本部<br>役員) | R8. 6. 26～<br>R9. 6. 30 | 委嘱      | 新任      |     |
| 上原 正章 | 教育委員会が必要と認める者<br>(京田辺市立草内小学校校長)           | R8. 6. 26～<br>R9. 6. 30 | 委嘱      | 新任      |     |
| 家村 隆宏 | 教育委員会が必要と認める者<br>(京田辺市立田辺中学校校長)           | R7. 7. 1～<br>R9. 6. 30  | 委嘱      |         |     |

○京田辺市いじめ防止対策推進委員会設置条例

平成26年9月30日  
条例第23号

(設置)

第1条 京田辺市立小学校及び中学校におけるいじめ防止及び対処のため、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、京田辺市いじめ防止対策推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 京田辺市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため、専門的見地からの審議を行うこと。
- (2) 児童等のいじめに関する通報又は相談を受けた場合、必要に応じ調査を行うとともに、問題の解決を図るための協議を行うこと。
- (3) いじめによる重大事態が発生した場合、法第28条第1項の規定により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、京田辺市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する委員9名以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密を守る義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。